

琉球大学学術リポジトリ

冊封体制の解体と清末知識人の東アジア認識： 台湾・琉球・越南・朝鮮問題を通して

メタデータ	言語: 出版者: 西里喜行 公開日: 2007-12-27 キーワード (Ja): 冊封体制, 清国ジャーナリズム, 清国知識人, 台湾事件, 琉球問題, 越南問題, 朝鮮問題, 洋務派外交 キーワード (En): The framework of the Sinocentric World Order, The Chinese journalism in late Qing, The Chinese intellectuals in late Qing, The Taiwan Incident, The Ryukyu Incident, The Vietnam's problem, The Korea's problem, The Chinese diplomacy during Westernization Movement 作成者: 西里, 喜行, Nishizato, Kiko メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/2787

月の光もて腸熱められ心惹むと為し、甚だ感佩すべし。惟だ琉球は既に已に夷げて郡県と為しられ、未だいかば、日人は断じて首を低れ心を降し、狐狩の誦を貽し難し。究に未だいかば、日人は断じて首を低れ心を降し、狐狩の誦

一 八〇年三月十一日（光緒六年二月二十一日）
琉球近耗へ本月十一日（光緒六年二月二十一日）
琉球の事は、統赫蘭の論ずる所に、困り、遂に琉

球の一節に於て、姑く置き、琉球の事は、統赫蘭の論ずる所に、困り、遂に琉
かるべし、と。又云う。琉球の事は、統赫蘭の論ずる所に、困り、遂に琉
た心に感動し、総て兩國の言、好に帰し、赫蘭の論ずる所に、困り、遂に琉
を敦くせん、と期す。按ずるに、赫蘭の論ずる所に、困り、遂に琉
及び李爵相の囑する所を以て、日廷に勧め、赫蘭の論ずる所に、困り、遂に琉
国の利害を將て日本の外務大臣に對して開導す。

一 八〇年四月三日（光緒六年二月二十四日）
俄國兵船至日境（俄國の兵船、日境に至る）
西報に馳せる者あり。俄國の兵船、日境に至る。普京の伯靈より書を、士丹達

からず、伊犁報に見る。聞く者甚だ駭異たりと云う。或は意を以て之を度れば、此
の事、邸報に、見る。聞く者甚だ駭異たりと云う。或は意を以て之を度れば、此
必ず伊犁報に見る。聞く者甚だ駭異たりと云う。或は意を以て之を度れば、此
からず。その日本とは、固より深仇夙憾なきが若し。

一 八〇年四月六日（光緒六年二月二十七日）
日人論中、俄事（日人、中俄の事を論ず）
に在りて、俄は助をして日本に求めざれば、恐らくは水師の強は彼に在りて、此

に在りて、俄は助をして日本に求めざれば、恐らくは水師の強は彼に在りて、此
はまた必ず従いて中を助けて俄を撃つべし。何ぞや。英法は、諸國と貿易す
ることも最も広く、諸國は必ず肯えて袖手せざればなり。此れ、日人の中、俄
の事を論ずるなり。諸國は必ず肯えて袖手せざればなり。此れ、日人の中、俄
に至つては、此の如きも、その意は、中国に救を日本に求むべしと謂う

せず)

一八八〇年四月七日(光緒六年二月二十八日)
 ●日人論中俄事(日人、中俄の事を論ず) (俄廷、現在の情事危かるべく、日を終るべからざるの勢いあり。且つまた財用匱乏し、軍需孔はだ急にし、若し外国を招きて以て相助ければ、正に所謂前門に虎を拒み後門に狼を進めるものにして、勝つと雖も猶お敗るがごとし。戦は不戦にしかず。況や外国未だ助くる能わざるをや)

一八八〇年四月十六日(光緒六年三月初七日)
 ◎論日本擬遣人來學中國(日本の擬して人を遣し來たりて中國に學ばしめんとするを論ず) (試みに日本を觀るに、維新より以後、上將軍は威謂う。その朝に還し、君は府を守るの虞なく、國は驟に強きの勢いあり。威謂う。その君毅然としてその故俗を捐て泰西に歩武するに非ざれば、断じて此に臻る克わず。と。然れども正朔は既に改めり。是れよりして聲を台湾に觀る。是れよりして琉球を夷滅し、更に肖せる。是れよりして雄を稱するに足る。是れよりして強と為し、貧を去りて富を致さんと欲すれば、泰西を學び、民を化し俗を成し、悖らざる者なり) (固より並行して悖らざる者なり)

一八八〇年四月二十日(光緒六年三月十二日)
 ◎論中國急務在固結民心(中國の急務は民心を固結するに在るを論ず) (従來、國勢の安危は民心の渙萃に在り。未だ民心離散するを論ず) (俄人以て長く治め久しく安んずる者なり) (俄人は日本と庫頁島を換えてより、遂に民を徙して俄人、東瀛に留意す) (俄人は日本と庫頁島を換えてより、門の管鑰は已に潜かに俄人に付せり) (俄人は日本と庫頁島を換えてより、北

一八〇年四月二十七日（光緒六年三月十九日）
◎八
論俄日大局は俄の好むを結ぶに足らず（近日の天下の大勢を論ずる者謂う、

締むるに、日本は雄心を逞くし、角の勢い成さんことを欲す、之を
究むるに、日本は弱め、中朝の属服を削るに岌岌とし、中国の怨嫌を滋し、
球を滅ぼし、高麗を弱め、中朝の属服を削るに岌岌とし、中国の怨嫌を滋し、
並えて俄国をその東封を肆にする防がざるなり。琉球の一事に因り、
中人既に日本を怨むの心あり、日人また中国を防ぐの意あり、兩つながら
相い齟齬し、嫌隙潜かに滋す。俄人は是に於て勢に因りて利導し、兩つながら
て牢籠と為し、交好を以て聯絡と為す。而して日人はまた一の強援を結ぶ
を得て、中国をして之を聞かむれば、必ず敢えて軽く争を啓かず、
戈は以て永く息むべく、琉球は以て終に有つべし、愚なるには非ざるなり）
ば、俄人は誠に狡なれども、琉球は以て終に有つべし、愚なるには非ざるなり）

一八〇年四月二十九日（光緒六年三月二十一日）
◎八
論日本設興亜会（日本に興亜会を設くるを論ず）（嗚呼、東瀛の事勢、今

に、その國の有志の士、また興亜会の名目を設有す。その意は蓋し、
大勢を振興し、國運を是れ則ち此の会の創るや、洵に志大にして、
んと欲するなり。是れ則ち此の会の創るや、洵に志大にして、
週に武を講ずるの諸事とは、豈に同日にして語るべけんや）
及ぶ武を講ずるの諸事とは、豈に同日にして語るべけんや）
西報論中俄事（西報、中俄の事を論ず）（俄人久しく馬利地方を取らんと
欲するも、始めは異時を待ち始めて兵を罷めんや。此れ猶お日本琉球の事

◎八
論日本設興亜会（日本、興亜会を設立す）（前に西字報に、日本朝廷擬し
の幸なり）（中国は今置きて阿富汗馬利の役また解かる。此れ日本
球の禍は解かれ、中国は今置きて阿富汗馬利の役また解かる。此れ日本
に、中国は今置きて阿富汗馬利の役また解かる。此れ日本
馬利の困は、中国は今置きて阿富汗馬利の役また解かる。此れ日本
に、中国は今置きて阿富汗馬利の役また解かる。此れ日本

一八八〇年五月二十八日（光緒六年四月二十日）

○俄人緝盜（俄人、盜を緝う）
は俄に預るの事なきに似たり。而るに兵を派し船を遣し、煩勞を憚らず。此の如きは、日本の故知に効い、琉球を囚らんと欲して先に師を出して台湾の生番を剿ずると為すに非ずや。
●録日官曾根俊虎詩（日官の曾根俊虎の詩を録す）
（曾根俊虎、字は嘯雲、日本の江都の人。曾て海軍の人員にして泰西の語言文字に通曉し、興亜會を首創す。茲に中土に至りて南北を遊歴し以て見聞を拓む。前日、余、酒樓に餞別するに、嘯雲即席に長歌を作りて余に贈る。余因りて此に録す）

一八八〇年六月四日（光緒六年四月二十七日）

◎論日本議取民間金銀器皿（日本議して民間の金銀器皿を収めんとするを論ず）
一東瀛の新報に謂う。日廷議して銀紙を給発し民間の金銀器皿を収めんとす。安危の繫る所なり。彼その琉球を併取する、固より自ら以て計を得る所、為す。豈に名は土疆を開拓すると為すも、實は則ち暗に國帑を耗し、竭蹶の苦しみはまた独り之を知る。今、此の議を為すや、是れ真に萬已むを得ざる者なるか）

一八八〇年六月五日（光緒六年四月二十八日）

◎論俄人通東洋（俄人の東洋に通ずるを論ず）
一今日の情形に就きて觀れば、俄と日は儼として友誼克く敦くし、爾は我に詐なく我は爾に虞なきが若し、使者は道に相い望み、錫爵は君臣に及び、徳礼加うるあり、猜疑起こらず、以て声勢を聯ね休戚を同じくするに足る。而るに於ては、琉球を併兼し、肆にし、その攘奪を行う。俄は既に竊に伊犁に拠り、日また琉球を併兼積弱と雖も、衆庶猶お和し、中境地猶お大にして、國勢固より金甌の若く、民心みな敵愾を懐くを知らざるなり）

一八八〇年六月十五日（光緒六年五月八日）

◎論台湾防守へ台湾の防守を論ずへ台湾一島は海外に孤懸す。日本、生
 番に藉りて名と為し、倅に戈を称してより、中朝の当道はその奸を洞悉し、
 乃ち調兵して成を置き荒を鏖し、外人の防務はまた当に安平を籌るべし。全
 の税司は当に安平に移すべく、意外の患を免るるあるなり。然
 る後に以て覬覦の心を杜し、意外の患を免るるあるなり。

一八八〇年六月二十三日（光緒六年五月十六日）
 ◎論日本人興設各会（日本人各会を興設するを論ず）

一八八〇年七月十三日（光緒六年六月七日）
 ◎琉球瑣記（琉球は蕞爾彈丸に過ぎざるのみ。日人その相い距つこと密迹た
 るを以て、琉球に之を兼併して改めて沖繩県と為し、官を設け成を置き、密迹た
 を極めて経営す。近日常新に銀行を創り、発する所の銀紙は甚だ流通
 を為す。琉民現に甚だ之に安んず。また復た國を亡い君を喪うの感あるを
 知らざるなり）

一八八〇年七月十六日（光緒六年六月十日）
 ◎論亞洲已半屬於歐人（亞洲は已に半ば歐人に属するを論ず）（永樂年間の
 西洋朝貢録を觀るに、已に曾て幾何の時か悉く已に傾覆滅せられ、歐州
 諸邦の東來の逆旅と為るを知るべきあり。今その存する者は寥寥たりて、
 また僅かに府を守るのみ。噫、いづくんぞ危うからざるべけんや。越南は
 法に制せられ、暹羅・緬甸は英に制せらるること、已に此の如し。將來は
 未だ知るべからざるなり。琉球は已に沖繩に改められ、高麗危うきこと累
 卵の如し。俄人西北に在りて眈眈虎視す）

一八八〇年七月三十一日（光緒六年六月二十五日）
 ◎日本擬設公會（日本擬して公會を設けんとす）（日本の尼芝尼新報に云う。
 現時、日本の民は國家の公會を設立せんと欲し、心に耿耿たりて積を成す
 能わす。蓋し事に遇えば須らく公議に従い、乃ち平允を昭かにすべしと以
 為うなり。日本の三府三十六県の民、此の如く立論す。惟だ琉球人その列

に与からざるあるのみ」

一八八〇年八月十二日（光緒六年七月七日）
◎八八〇年八月十二日（光緒六年七月七日）
論西報述中俄近事（西報に中俄の近事を述ぶるを論ず）（中俄の事は、西

人最も留心を為す。その中俄の和に出るを望むは十の五六に居り、中
の戦に出るを願うは十に抵一二のみ。而して東瀛の日本は琉球を併取する
の理、心に順わざるありて、餒する所あるに因り、唇舌を費やし、或は釁端を啓
け傾を扶けるを以て辞と為し、之と理論して西願の暇あらざらむるを得た
くを懼る。幸い俄伊犁を争い、中国をして西願の暇あらざらむるを得た
れば、惟だ嫌隙を構成し、相い見るに兵戎を以てせんことを冀う。則ち彼
中より以て徳を市りて利を取るべし。故に朝夕領を引きて戦事の速に成る
を望欲す」

一八八〇年八月十六日（光緒六年七月十一日）

◎八八〇年八月十六日（光緒六年七月十一日）
興亜会宜杜其弊（興亜会は宜しくその弊を杜ざすべし）（日本人、興亜会
を創立す。その志は則ち大にその名は則ち美なるも、事勢は之れ尠し難く
意見は之れ各々殊なれば、ただに空言を補するなきに等しきのみならず、
且つ將に陰謀詭計に類するなり。今、日本端なくして釁を構え、台湾に
は謀を蓄え、琉球を翦滅す。則ちその睦隣と為す所の者は、概ね知るべき
のみ。即ち繁りに博引を称して古を援き、今を証し、時局を維がんと欲する
も、それ誰か之を信ぜんや。此れ乃ち日廷の事にし、固より咎を会中の
人に帰するを得ずと曰うと雖も、且つその人また謀多し」

一八八〇年八月十七日（光緒六年七月十二日）

◎八八〇年八月十七日（光緒六年七月十二日）
附録東洋興亜会同人上李爵相書（東洋の興亜会同人の李爵相に上るの書を
附録す）

一八八〇年九月十六日（光緒六年八月十二日）

◎八八〇年九月十六日（光緒六年八月十二日）
能く郭侍郎論上（郭侍郎の論を采るの上）（今の時に当り、今の勢に処り、

一八八〇年九月十六日（光緒六年八月十二日）
能く郭侍郎論上（郭侍郎の論を采るの上）（今の時に当り、今の勢に処り、

一八八〇年九月十七日（光緒六年八月十三日）
◎八八〇年九月十七日（光緒六年八月十三日）
一八八〇年九月十七日（光緒六年八月十三日）
一八八〇年九月十七日（光緒六年八月十三日）

采郭侍郎論下（郭侍郎の論を採るの下）
甚だ危うき時に値り、危うかるべきの局に當たり、今日に在りては乃ち
るの勢に処る。試みに亞細亞の大小の諸邦を挙げ、之を觀るに、その今
に存する者は幾ばくあるや。越南は法に併せられ、暹羅・緬甸は將に英に
併せられんとし、阿富汗は已に英の翦滅して併せられ、暹羅・緬甸は將に英に
日本に併せられ、祀らずして忽諸す。高麗は猶お石田のごとし。琉球已に
中、中国より外は、惟だ日本のみ）

一八八〇年九月二十二日（光緒六年八月十八日）
◎八八〇年九月二十二日（光緒六年八月十八日）
一八八〇年九月二十二日（光緒六年八月十八日）
一八八〇年九月二十二日（光緒六年八月十八日）

論日本助俄無益（日本俄を助くるも益なきを論ず）
俄若し中国と争を啓かば、日本將に兵を起こして相い助け、道路紛傳し、
を擾し、中国の官軍を牽制して専ら俄人を防御するに力める能わざらむ
と云う。此の言何より傳起するやを知らざれども、一倡百和し、竟に實に
その事あるが若し。是れ戦和は尚お未定に属すると雖も、中国は早に已に
一勁敵を添えう。然れども有識者より之を觀れば、論ずるまでもなく、日本
断じて敢えて俄人を袒助せず。即え琉球の嫌を挟み、以てその要挟の術を
行い、狡焉として俄人を思入するを索むるも、また未だ必ずしも遽に志を
胆し、悉く兵船の中国に闖入するを索むるも、また未だ必ずしも遽に志を
得て克くその願いを償う能わず）

一八八〇年十一月三日（光緒六年十月一日）
◎八八〇年十一月三日（光緒六年十月一日）
一八八〇年十一月三日（光緒六年十月一日）
一八八〇年十一月三日（光緒六年十月一日）

論俄欲索台湾（俄の台湾を索めんと欲するを論ず）
う。俄人台湾を索めて以て兵費を抵償せんと欲す。近日、西報傳えて説
なれば、戦務之に興りて必ず已む能わらず。査するに、台湾の地は琉球に
倍す。中国の山川を北幹は則ち朝鮮に較ぶれば、殆どまた輕重を分つなし）

一八八〇年十一月九日（光緒六年十月七日）

○日俄結好へ日俄、好を結ぶへ日本泥芝新報に云う。俄国の水師提督、然
將に中国に往かん。擬して横濱に在りて暫く駐り行旌す。日本の水師
提督、現に預め親ら横濱に赴きて迎接し、以て東道主の誼を尽くし、然
る後に導きて度機澳に往くに備う。と。蓋し藉りて以て倚りて外援と為
さんと欲するか、抑も中より挑唆し、中俄の罅隙を愈ます深めしめ、兵端
驟に啓きて以て鵲蚌相持するの利を取らんと欲するなり。

一八八〇年十一月十日（光緒六年十月八日）
◎論日本結好俄羅斯（日本の好を俄羅斯に結ぶを論ず）へそれ俄主は大を好

み功を喜び、素より徳に務めずして遠略に勤むるを以て、その臣もまた皆
地を拓き疆を開くを以て念と為す。凡そ四隣罅の乗ずべきあれば、即ち
その虎視を眈し、その鯨吞を肆にす。日本の君臣に在りては、豈に之を知
らざらんや。將に罅隙を生ぜんとするを恐れ、琉球の一事に於ては、或は貴言
を存し、竊に中国に事あり兼顧基めて難くして、彼乃ち安坐してその利を
享けるを冀う。

一八八〇年十一月十五日（光緒六年十月十三日）

◎辨琉球属於我朝（琉球は我が朝に属するを辨ず）へ琉球一國は東瀛の海中
に在り。幾んど黒子彈丸の若し、琉球率先して帰附し、敢えて甲子の稽すべき
なし。國朝燕京に定鼎すれば、琉球率先して帰附し、敢えて甲子の稽すべき
敦く襲封を請い、嗣後貢職し、格しみて共に世々藩属を守る。是の如け
れば、日本安んぞ琉球を私して己が有と為すを得んや。

一八八〇年十一月二十三日（光緒六年十月二十一日）

○東瀛郵報へ日本の初治新報に云う。澳塞嘉の鑄錢局、洋圓等の項を鑄有す。
運びて庫房に入る者、共に銀十一萬圓に値る。以て西曆十一月四日、銅錢
の銀二千圓に値るを運有し、沖繩県は即ち琉球なり。以て貿易場中に便ならしむ
と云う。按ずるに、沖繩県は即ち琉球なり。

れば、耳を掩いて鈴を盗むに異なるなく、而して日本は居然として土疆を拓き式邸を増すなり」

一八八〇年十二月十五日（光緒六年十一月十四日）

○日廷再遣使臣（日廷、再び使臣を遣す）（此の行、何事を委辦するや甚だ秘密たりて、外人知るを得る能わず。或は俄國の兵船日本の海口に集まるに因るかとい謂うあり。それ俄は中國の事の爲に船を日本の海口に集む。日廷此れを以て遣使して中國に至らしむるは、或はまた情理の中に在り）

一八八〇年十二月十八日（光緒六年十一月十七日）

◎重刻玃園尺牘書後（玃園尺牘を重刻して後に書す）（近日、國家多故にして時事孔だ艱たり。日は琉球を滅ぼすを以て未だ協せず、俄は伊犁を索むるを以て歡を失い、屢々齟齬を致す。：それが中朝今日に在りては、城固より用兵の時には非らず。即ち日俄兩國もまた豈に兵を境外に窮し武を城中に顯さんや。此を知らば則ち修好して嫌を釈き、和を以て貴と為すを要むなり）

一八八一年一月二十二日（光緒六年十二月二十三日）

◎論葡日二国近事（葡・日二国の近事を論ず）（中國、伊犁の事に因りて俄と齟齬す。：通商の各國に在りては、惟だ兵連禍結して將に貿易の不利と為らんことを恐る。乃るに、近日聞く所を以てすれば、東瀛の日本、西洋の葡萄牙は皆中俄争論の時に乘じ、交もその間に構えて以て欲する所を償わんとす。：日本に在りては、また琉球の故を以て、中朝、彼の屬國と爲して以て此を見て、日のその君を棄て置き、その國を殄滅するは乃ち維新の政の宜しく然らしむべくして、固より強を以て弱を凌ぎ衆を以て寡を暴くに非らず、また中朝を欺藐し我が藩服を併するには非らざるを認めんことを欲す）

一八八一年二月七日（光緒七年一月九日）
◎論俄人窺伺日本（俄人の日本を窺伺するを論ず）（俄人の志は鯨吞に切に

◎八
論中東近事
一八八一年二月十五日
光緒七年一月十七日

復た日本に於て已に大いに利益あるに処せざるや
 日本に於て已に大いに利益あるに処せざるや
 を撫輯し、歸し、その社稷を安んずるを得せしむるに
 服たり。津沽中等の居間近き者は日本に琉球の地を
 直ちに成議なくして、何欽使に復た高麗の鳳山より
 ついに成議なくして、何欽使に復た高麗の鳳山より
 もまた電音を發し、何欽使に復た高麗の鳳山より
 なり。また道路の伝説に拠るに、是れ一已に駐京公使
 東道また通ぜざるに苦む。是れ一已に駐京公使
 だ干戈に従事するに及ばず。是れ一已に駐京公使
 なり。俄人、伊犁に藉りて、以て釁を啓くも、幸いに
 所謂四隣、何の秋に藉りて、以て釁を啓くも、幸いに
 論中東近事、何の秋に藉りて、以て釁を啓くも、幸いに
 八一年二月十五日、光緒七年一月十七日、無事は今日に在りては、固より

◎

強いて心、榘太、洲を換えるは、固より已にこれ朝夕にはあらざるなり。前
 は方、武功を競い、中、計を憑、及ばず。琉球を翦滅するを以て、心と為し、張
 とは、既に振、い、俄と相、び、以て、援と為し、嗣で、その後に再び良、図を
 威、は、既に、姑、く、先、ず、結、び、以て、援と為し、嗣で、その後に再び良、図を
 と。此、れ、誠、に、日、人、の、失、計、な、り、と、為し、嗣で、その後に再び良、図を
 西、報、卓、識、一、日、本、中、俄、の、陸、ま、り、に、於て、實に災を幸とし、禍を樂しむの心
 あり、て、事、戦、に、出、れ、ば、己、は、將、に、坐、し、て、於て、實に災を幸とし、禍を樂しむの心
 俄、人、已、に、隱、に、そ、の、窺、伺、を、存、し、早、に、交、を、俄、國、提、督、に、結、ぶ、は、即、ち、現、在、の、殷
 の、西、報、の、論、ず、る、所、を、閱、る、に、日、本、の、事、と、黙、して、相、情、を、洞、悉、す、互、相、に、覺、ゆ、談、言
 勤、に、し、て、後、日、の、覺、隙、を、決、す、日、俄、の、事、と、黙、して、相、情、を、洞、悉、す、互、相、に、覺、ゆ、談、言
 の、微、中、に、本、館、歴、次、論、ず、る、決、す、日、俄、の、事、と、黙、して、相、情、を、洞、悉、す、互、相、に、覺、ゆ、談、言
 者、あり、

○日使回國統耗（日使國に回るの統耗）（聞くに、公使回國の故は則ち琉球の事に因る。其の言を食し、諸を論ぜず識せざるの列に置く。と）

一 八一年二月十六日（光緒七年一月十八日）
◎八一年二月十六日（光緒七年一月十八日）
論日本建築砲台（日本の砲台を建築するを論ず）（昨ごろ、東源の郵報を

閱るに、日本、その東都に於て形勢を相い度り、砲台を建てて火器を備えて以て意外を防ぎ、根本を固むと謂うあり。蓋し琉球の一事、中朝と
また謂う。日本の岌岌として防務を籌弁するは、疑信相い參す。中朝と
齟齬するに因る。故に倭起ること倉猝にして、中朝、庭を犁き穴を搗く
の計を為して直ちにその國都に逼るを致らんや。即ち全盛の時に當りても、
り遠人を懐柔するを以て心斷じて輕しく刃を開かず。入し、願うに、此の
萬已むを獲ざるに非ざれば、と斷じて輕しく刃を開かず。入し、願うに、此の
区々たる琉球に因り、乃ち竟に銳意兵を用い、その阻に□入し、各國をし
て環起して以て視て漸やく猜疑を滋さしむるを致すや）

一 八一年二月二十四日（光緒七年一月二十六日）
◎八一年二月二十四日（光緒七年一月二十六日）
論中国武備不可少弛（中国の武備は少も弛くすべからざるを論ず）（英は

既に印度より以て南洋の各島國を略有す。法もまた越南を経営して余力を
遺さず。日本は東源に時立し、地方は偏小にして突に我が中国の小省
に當たらず。而るに、琉球その欺蔑の事は層し見わかれ、必ず高麗を得有
灣を犯し、また我が琉球を滅ぼすも、心仍お未だかず、必らず高麗を得有
して以て相い錯すること犬牙なるを期し、然る後にその蚕食を肆にせんと
欲す）

一 八一年二月二十八日（光緒七年二月一日）
○八一年二月二十八日（光緒七年二月一日）
東源郵報（日本）の哈喇西字報に云う。日本の朝廷、中朝と開仗の事あるを
恐れ、深く將來庫項支出するを慮る。故に庫中に存する所の金銀兩種は俱
に肯えて支発して外に出さず、と）

一
○八
八一年三月九日（光緒七年二月十日）
公使回国（日本の駐京公使の詩斯度及びその隨員人等、西曆二月二十八日）
に於て、上海より總理衙門と齟齬する所あり。故に本國に回るなり。

琉球の事を以て總理衙門と齟齬する所あり。故に本國に回るなり。

一
○八
八一年三月十一日（光緒七年二月十二日）
公使回国（長崎西字報に云う。琉球の事、中国人は多く或は干戈の釁ありと爲さざるなり）

久しく日本公使の詩斯度、中国に在りて之を視れば、殊に茲に預め歸るの計を爲す。此の心あり。早に因り、數月以前に於て、行装を整頓して預め歸るの計を爲す。中日兩國の早に經に妥商し、已に成議あり。將抵、非ざるなり。蓋批行するを需むるの審妥協するを得せしめ、以て頒行に便ならずして早に繕就し、兩國を

一
○八
八一年三月十七日（光緒七年二月十八日）
論日本近事（日本の近事を論ず）
論日本近事（日本の近事を論ず）

して中土に通ず。日本の近事を論ず。台湾の役、先ず之に弱を示して、海國を龍驤高麗は遂にその脅迫を被る。此れ、霜を履みて、氷あり。その由、漸あるなり。又、日本の朝、琉球の事に因り、戰艦を遣わして、高麗に抵らしむ。日本は、驚恐を稱せしめ、又、戰艦を遣わして、高麗に兼程都に回防して、資略を遣わして、高麗に往き、以て防に資しむ。又、戰艦を遣わして、高麗に安んぜざるは、また此に於てその隱微を窺うべし。

一
○八
八一年三月二十五日（光緒七年七月二十四日）
論東瀛國勢（東瀛の國勢を論ず）
固より所謂唇齒相依の勢を論ず（日本は中國に毘連し、素より嫌怨なく、

を前に抱き、琉球の一事、又復た隙を継ぎ、少くや安んじて自ら兵力の以て人と
 難を為すに足らざるを願わば、則ち宜しく信を講じて蹶ぐなく、力めて
 前愆を補救するを固り、誠を開きて公を布き、信を講じて蹶ぐなく、力めて
 欲を隣國に結ぶべし。中朝若し琉球を以て請を為さば、正に勢利に因りて
 導き、借りて美前統の言を重んじ、琉球の境土を將て界址を画分し、中
 國をして興滅繼絶の仁を行わしめ、總統をして好難解紛の美を獲さしむべ
 し。是れ己は既に地を得て、又以て憾を積きて好難解紛の美を獲さしむべ

◎八

八一年三月二十八日（光緒七年二月二十九日）
 閱東源新報書後（東源の新報を閲みて後に書す）（東源の近日の各報、皆
 その國の使臣旋ると言ふを以て、議論紛ら如たり。日本此の時當に即ち兵
 を中原に進めて以て利便を圖り、再び緩らす能わざるべしと謂うあり。各
 國の論ずる所の琉球
 た日本を核し、以て進止を決せんと欲すと謂うあり。また日本の臣民、皆
 一事を考し、以て進止を決せんと欲すと謂うあり。また日本の臣民、皆
 忠君愛國の心を存し、敵愾同仇の志を矢うと謂うあり。また日本の臣民、皆
 未だ之を知らざるなり。若し琉球の一事に因り、速に兵を日本に加うれば、
 婦人孺子と雖もまた動王を願う。恐らくは西報の録する所に必ず見無事
 勝を取り難からん。凡そ此の議論は皆西報の録する所に必ず見無事姑く
 の何くより來るやを計るなかれ。惟だ、日人の意向は必ず見無事姑く
 じるを欲せざるは、固より以てその隱微を窺うべし。

◎八

八一年三月三十一日（光緒七年三月二日）
 東瀛近耗（日本西字報に謂う。三月二日）
 琉球の事を商議して未だ妥善に臻らざるを以て、大臣は、駐京公使の詩
 え、節を、華に來たらしむべしと云う。日本人の新報に、日本此の時、充
 節を、華に來たらしむべしと云う。日本人の新報に、日本此の時、充
 く兵を、華に來たらしむべしと云う。日本人の新報に、日本此の時、充
 すべしと謂う。尅く、その功を、華に來たらしむべしと云う。日本人の新報に、
 國を、華に來たらしむべしと謂う。尅く、その功を、華に來たらしむべしと云
 の上に在るを知らず。新報の論は徒に武備及財用を強ふものなく、真に一
 上に在るを知らず。新報の論は徒に武備及財用を強ふものなく、真に一
 上に在るを知らず。新報の論は徒に武備及財用を強ふものなく、真に一

も値せざるなり、と。西報の論ずる所、此の如し。傍観者は清なりと謂うべし。」

一八八一年四月七日（光緒七年三月九日）
○中東伝聞。日本駐京公使は正月に於て浩然として旋ると言う。現に已に

申に抵る。茲に津人の来函に擲るに云う。中日好を失うは実に謬傳に非ず。縁みに、日人、中国を蔑視し、久しく人なきが若し。前ごろ、俄人方に外に蠶端を構え、直隸また屢々内に水患に遭う。我、隣国と修好し、災黎を賑濟し、勢い傍貸し難きの時に値り、彼乃ち我の隙あるに乗じ、鯨呑蚕食の私を肆にし、我が辺陲を攙亂し、我が侯服を翦滅し、以て中国は勢微にして力弱く、断じて敢えて問罪の師を興さずと為すなり。琉球の一役、中国の姑く一籌を譲る所以の者は、良に謂われなきには非ず。」

一八八一年四月十二日（光緒七年三月十四日）
○八八一年琉球事（筋して琉球の事を議せしむ）（琉球の事、中朝に在りては原

より諸を度外に置くには非ず、特、向に日本と和好するを以て、遽に辺釁を開くを欲せざるのみ。茲に京都より通到せる信息ありて、悉るを得たり。中朝已に南北通商大臣に筋して、妥よく籌画を為さしむ。謹みて上諭を將つて左方に恭録す。二月初二日の上諭、

一八八一年四月十三日（光緒七年三月十五日）
◎八八一年琉球議（撫して琉球を存するの議）（恭しく二月の上諭を讀むに、是

撫存琉球議（撫して琉球を存するの議）（恭しく二月の上諭を讀むに、是れ、日本また通商に藉りて名と為し、恣肆干求し、中朝の口を闕して、その氣を奪い、再び敢えて復た琉球の一事に提及せざらん、と欲するなり。然れども朝廷の意に在りては、始終睦隣を以て重と為し、通商するに非ざれば、總統の議する所に従うの外に於て、更に口岸を索めて通商するに計れば、また姑く請う所を聴し、琉球の境土を將て数島を割き回し、中山の嗣を存して復た与に計較すること多からざらしめんとす。中国の爲に計れば、今宜しく明らかにその使臣に告ぐべし。日本若し天よりその表を誘われて禍外国は侮の在る所を見れば必ず懲す。日本若し天よりその表を誘われて禍

を梅やみ、之を延きて琉球の土地を交回し琉球の君臣を送歸し、その宗祧
を守らしめ、その交は以て永く固かるべく、否らずんば、歴久して渝らざるの
むれば、中東の交は以て永く固かるべく、

一八〇八年五月二十一日（光緒七年四月二十四日）

論日本裁減經費（日本）の經費を裁減するを論ず（日本、泰西に歩武して
より以來、百廢具に挙り、政令一新す。且つまた兵を高談する者、その力めて因
循を戒め、志は奮発を存するを見る。且つまた兵を高談する者、その力めて因
滅し、高麗を脅服し、以て効逆觀すべきと為す。その國固より未だ糧入は
べからざるなり。近ごろち曾て未だ十餘年にならざるに、各衙署の人員を將つて入は
出に敷らざる。若し日本銳意その威武を揚げ、鉅欸を惜しまず、戦船を製す
力裁撤す。若し日本銳意その威武を揚げ、鉅欸を惜しまず、戦船を製す
るも、僅かに惟だ琉球・高麗のみ敢て敵せず、欸を惜しまず、戦船を製す
能わす。唐太は拱讓して後を恐る。即え堅船利砲あるも、一試して以てそ
の雄心を逞くするに由しなし。

一八〇八年五月二十五日（光緒七年四月二十八日）

論修戎備（戎備を修むを論ず）（近日、道路の伝説に、京都軍務を籌備す
ること十分に緊急たりと謂うあり。而れば願うに、岌岌たること此の如き
は、殆ど日本の事の為めなり。中朝、若し日本と琉球を争うも、此の如き
に必ずしも師を勞して遠渉し、用て捷伐の威を彰かにし、誇りて、深
を言わざるなり。祇、その事を將て理に拠りて以て反覆論し、彼若し肯
えて吾が言を聴して旧交を惠顧し、琉球の君を反し、琉球の地を歸し、
を正すに境を以てし、之を申ねるに盟誓を以てし、相安んじ相保ち
て永久に渝るなからしむれば、固より天の福、生靈の幸の如し。然らざれ
ば、我、諸通商の各國に告げ、固より天の福、生靈の幸の如し。然らざれ
に、敵、諸通商の各國に告げ、固より天の福、生靈の幸の如し。然らざれ
並えて、日船の復た通じて貿易するあるを准さざれば、彼進むも得る所なく、

○ 数月に及ばずして必ず將に坐困せん。もしその船堅砲利を待みて退けば沿海の諸郡邑を侵擾すれば、我素より備えあり。来たれば則ち急撃し、退けば則ち追うなかれ。○ 中東睦近ごろ、日本人の創る所の興亜会の刊有せる、日国の港に駐するの領事官より会内の同人に函致するの書を読み、中東の宜しく和好すべく、領事官より怨を構うべからざるを知られり。誠に亞洲の大局の関わる所に、凡そ深識の士は皆能くその故を洞悉するなり。

一八〇八 八一年六月八日（光緒七年五月十二日）

◎ 論船政へ船政を論ず（中国近ごろ船艦の一事に於て、最も留心を為す。転じて外洋と道を分ち驕を揚げ、齊驅並駕する能わず。稽延し、貲財を費耗し、以てに、鉄艦を購有するに因り、遂に侈然として自大し、龍驤虎視してその憑陵を肆し、我が台湾を侵し、我が高麗に迫り、我が琉球を翦滅したれば、船政の宜しく修むべきこと、中国に在りて尤も急務たるは、また以て此に於てその端倪を窺いてその意計を決すべし。）

一八〇八 八一年六月十七日（光緒七年五月二十一日）

○ 日人籌備海防（海防を籌備す）（日人、始めは島を割きて以て我に昇えんと欲し、籌議未だ成らずして、輒ち先に言を食み盟に背きて、駐京の公使は忽爾として道を取て陸行し、その國に旋ると言う。是に於て、日の人士は皆、我の関東の師を以て利に因り、便に乗じ、以て球事を問うを恐れ、爾の時、道聴途説し、辦論紛然として、閩閩私議す。日廷、金を剛兵艦を特派し、滬地を遊歴して、閩閩私議す。日廷、金を剛兵艦を備経營し、然れども比ごろ聞くに、日は海防に於て、また復た日夜注意し、籌備し、沖繩の無事を幸いと此れ、未だその兵力を養い、綱繆し、夜に備うるを得る。則ち日人固より未だ嘗て一日として球事を忘れざるを知らるなり。）

一
○八
書西一年六月十八日（光緒七年五月二十二日）
報に謂う。中國の師運來、西報に中國の師を論ずるの後に書す。西
復た延きて、美邦の師提督二人、中土に前來せしめ、士卒を教習するあり。又
聞せしむる能わば、誠には、中國の大幸たり。竊に以て、在る琉球の事に於て、日本
と和を為すや、戦を為すや、は、尚お未だ定らざるに、一俄と日本は素より中
当に防御に難からざるべし、今、たとえ委曲相従い、一時の暫安を求むるも、
國を憑陵するの心あり。今、たえ、水師を訓練するは、原より専ら俄と戦う
終に將に戦に出るべし。今、たえ、水師を訓練するは、原より専ら俄と戦う
ための計には非ざるも、俄と戦う計と為るが若し、みならず、
本と戦う計と為るが若し、みならず、
り、東瀛近報（日廷、大臣の澳伊蘇基を簡派して琉球に前往せしむ）

一
○八
書日本新報後（二十四日）（光緒七年五月二十八日）
に於て益々密を加う。即ちその國の新報もまた、時に微言ありて、留意し、
ざれば、以て威を示し、患を防ぐなしと為う。朝、必ず肯て、翦滅して、問うな
危懼安からざるを、以てのみ、然れども、端なくして、公ならず、曲直分るる所、
は、あらざるを、以てのみ、然れども、端なくして、公ならず、曲直分るる所、
併兼したる所は、婦孺も諒にまた之を知る、
非の在る所は、婦孺も諒にまた之を知る、

一
○八
琉球一年七月八日（光緒七年六月十三日）
琉球の民不応交日本領事（上海の信に謂う。昨、日本の領事に交すべからず）
の遭風の難民を載せる所、上海に送りて、日本領事に交すべからず、
に甚だ厚く、疑して即ち上海に送りて、日本領事に交すべからず、
是の事たるや、殊に大謬に屬す。然らざれば、深く駭異に堪う。それ琉球は

一
○八
琉球一年七月八日（光緒七年六月十三日）
琉球の民不応交日本領事（上海の信に謂う。昨、日本の領事に交すべからず）
の遭風の難民を載せる所、上海に送りて、日本領事に交すべからず、
に甚だ厚く、疑して即ち上海に送りて、日本領事に交すべからず、
是の事たるや、殊に大謬に屬す。然らざれば、深く駭異に堪う。それ琉球は

本より我が朝の藩属のみ。茲に乃ち手を日本に假る、豈に日本既に琉球を以て之を視ざらんや。然らざれば則ち已に甘心して手を拱き、故に琉球を以て之を日本に譲るなり。」

一八八一年七月十一日（光緒七年六月十六日）
◎西報論琉球難民事後（西報に琉球難民の事を論ずるの後に書す）（茲に

本港の西字報を閱るに謂う。此等の遺風の難民は先に華人の救拯するを經て、地方官に送与し、此の難民は既に領事署の中に帶回し、則ち衣を解きて文して華官と討し、此の難民は既に領事署の中に帶回し、擬して便船もて琉球之に衣せ、食を推して之に食せしめ、極意に撫恤し、擬して便船もて琉球に送り回さんとするあり、西報、因りて之を論じて曰く、芥帶するあり。華官の失察なり、是非を争辨し玉帛を捨てて興戎を以て相見えんとす。通商終に將にその是非を争辨し玉帛を捨てて興戎を以て相見えんとす。通商の諸国また將に出面して之が為に調停せんとするに、今、難民を以て日本に交回すれば、是れ自ら琉球を棄てて之を外視するなり。」

一八八一年七月二十一日（光緒七年六月二十六日）
○遺臣晋都へ遺臣、都に晋むへ申報を閱るに謂う。昨ごろ、天津に到り、李伯相に朝

信に接したるに称すらく、琉球より遺臣二人早に天津に到り、李伯相に朝廷に転奏したるに、將に命じて師を出さしめ、仇を雪ぎ國を復さんことを求するあり。現に聞くに、一人は已に京に晋み、一人は尚お津郡に在り。その住処は來歴する者に非ざれば、擅到する能わず、袖手傍觀し、琉球は日本の為に翦滅せらるれば、中国に在りては、原より袖手傍觀し、秦越人の肥瘠を視て漠然と心に動く所なきが如く、今、既に遺臣、死生のを顧みず、関山を跋涉し、申包の秦庭に哭するが如く、今、既に遺臣、死生の速かに援手を為すべし。」

一八八一年七月二十五日（光緒七年六月三十日）

◎八

八一年八月十六日（光緒七年七月二十二日）
 論日本當與中國和（日本は當に中國と和すべきを論ず）
 國日、我が朝とは原より一衣帶水の隔に過ぎず。泰西と通商してより
 以來、西學を崇尚し、報に倣倣し、遠に倣然として自ら以て長と為す。是
 れより我が朝を輕んじ、跋扈飛揚して復た制すべからず。始めは台湾を
 侵し、繼いで琉球を滅し、処心積慮して我が中國と難を為す。嗚呼、我
 竊に以為うに、日人の計は左なり。その我が國と土壤相連なり、情
 犬牙交錯す。故に日本と我とは大小を以て言えば、則ち兄弟なり、情
 分を以て言えば、則ち隣好なり。固より輔車の相倚り、唇齒の相離
 するが如くすべし。然る後、民を治め、外侮を禦ぎ、無事には則ち
 ち盟聘して往來し、和を修め、好を講じ、有事は則ち並駕齊驅し、互
 指臂と為る。是の如く、和を修め、好を講じ、有事は則ち並駕齊驅し、互
 諸國は皆願忌する所あらん。乃るに、日本は此れに出ず。：喪者、台湾の

◎

日本通商當以中國為重（日本、通商は當に中國を以て重と為すべし）
 日本は中國と立約して通商し、互に通商は當に中國を以て重と為すべし。一
 本は中國と立約して通商し、互に通商は當に中國を以て重と為すべし。一
 結ぶに信義を以てすれば、之を聯ねるに意氣を以てし、中日兩國の人は當に之を
 い見るに天を以てすれば、實に心に慄らざるあり。藩屬を併兼し、琉球を改め、
 為すの一事を以て、未だ後命を聞かず。故に中日ここに輯睦友誼し、成説なく、
 茲に三年なるも、和衷共濟し、此れより始むべし。否ざれば、また徒に諸を空言
 邦交を固め、和衷共濟し、此れより始むべし。否ざれば、また徒に諸を空言
 を致さんと欲すれば、必ず日廷、果して土を還し、その下に仍お千餘年來自
 に託すのみ。何となれば、君臣を返すに土地を還し、その下に仍お千餘年來自
 の琉球を將つて、祀らずして、忽諸國俱にその土地を食らざ、仍お千餘年來自
 の統緒を統け、祀らずして、忽諸國俱にその土地を食らざ、仍お千餘年來自
 を維ぎ、翰を維ぎ、此れより結ぶこと非ざらんや。：豈に中日の嫌隙、此れ
 より消え、歡好此れより結ぶこと非ざらんや。：豈に中日の嫌隙、此れ

役に生番の琉民を戕害するに藉口し、師を興して討を致す。：琉球は我
 の藩属なり。千餘年来自立の國たり。故なくして翦滅し、版圖に隸入す。是
 の君を虜え、その土地を併し、之を夷らげて果と為し、版圖に隸入す。是
 れその目に早に己に中国なきなり。

一八八一年八月十七日（光緒七年七月二十三日）

◎ 一八八一年八月十七日（光緒七年七月二十三日）
 論中日合力拒俄（光緒七年七月二十四日）
 日本は未だ泰西諸國と通商せざるの以前には、東源に僻居し、門を閉ざし
 使を絶ち、世外の桃源に幾かりし。：變法より後、彼居然として自ら泰西
 の諸國中に廁ると以て幾かりし。：變法より後、彼居然として自ら泰西
 衡し、事に廁ると以て幾かりし。：變法より後、彼居然として自ら泰西
 者なり。試みに觀よ。日本は相い距つこと密迹たるの俄に於ては、嗚呼、それ敢
 えて是の如くするや。：その俄を畏るやまた甚だしからずや。嗚呼、それ敢
 人は中國の患と為りて、未だ嘗て日本の患と為らざるにはあらず。嗚呼、それ敢
 國の患と為るは猶お軽く、未だ嘗て日本の患と為らざるにはあらず。嗚呼、それ敢
 て一日も忘れざるなり。：その俄を畏るやまた甚だしからずや。嗚呼、それ敢
 牙に錯し、勢剥膚に隣す。その中國の時、尚お未だ之を外に著わさず。故に
 日人遂に晏然として自ら以て無事と為すのみ。：若し日本果して能く則ち亞
 俄を拒ぐに足る者は、中国のみ。：若し日本果して能く則ち亞

一八八一年八月十八日（光緒七年七月二十四日）

◎ 一八八一年八月十八日（光緒七年七月二十四日）
 論中日合力拒俄（光緒七年七月二十四日）
 日本は未だ泰西諸國と通商せざるの以前には、東源に僻居し、門を閉ざし
 使を絶ち、世外の桃源に幾かりし。：變法より後、彼居然として自ら泰西
 の諸國中に廁ると以て幾かりし。：變法より後、彼居然として自ら泰西
 衡し、事に廁ると以て幾かりし。：變法より後、彼居然として自ら泰西
 者なり。試みに觀よ。日本は相い距つこと密迹たるの俄に於ては、嗚呼、それ敢
 えて是の如くするや。：その俄を畏るやまた甚だしからずや。嗚呼、それ敢
 人は中國の患と為りて、未だ嘗て日本の患と為らざるにはあらず。嗚呼、それ敢
 國の患と為るは猶お軽く、未だ嘗て日本の患と為らざるにはあらず。嗚呼、それ敢
 て一日も忘れざるなり。：その俄を畏るやまた甚だしからずや。嗚呼、それ敢
 牙に錯し、勢剥膚に隣す。その中國の時、尚お未だ之を外に著わさず。故に
 日人遂に晏然として自ら以て無事と為すのみ。：若し日本果して能く則ち亞
 俄を拒ぐに足る者は、中国のみ。：若し日本果して能く則ち亞

沖繩の名を廢して琉球の祀を存し、彼此互相に聯絡し、志を壹にして自強すれば、俄人は強と雖も、必ず敢えて端なくして妄動せざるなり。

一 八 琉球一年八月二十三日（光緒七年七月二十九日）
○ 琉球臣服中國考（琉球は中國に臣服するの考）一茲に西人の急般と名の

者あり。琉球の言に曰く、華人自ら琉球と来往するは、一篇を著論す。極めて詳明たり。その言に曰く、華人自ら琉球と来往するは、耶蘇降生後第六百有六
○ 強いて華人のみ之を知るのみにならず、西人もまた復た之を知る。日本、何ぞ
球の陋俗除へ陋俗を爲して、除き難し。又洗屍の一法あり。衣制は日本と同じからず。琉

一 八 琉球一年八月三十日（光緒七年閏七月六日）
● 琉球見聞瑣記（琉球は開國より以來、獨り火器なきのみならず、並びに刀

矛を乏し。國中に駐防の兵を設けず。薩馬侯と一戦してより、北面して臣を稱して入貢す。薩侯、琉人の帶劍、鬘刀を許さず。每歲、貢船の貨物して中華に至る者は、途中或は賊劫あるを恐れ、特に薩人より鎗砲を借りて以て防護をなす。

一 八 琉球一年九月二日（光緒七年閏七月九日）
● 琉球見聞小紀（琉球は東洋の一島嶼にして、周囲百里、また國を以て稱す。

我が皇朝の冊立を待つ。歴來、王世子の踐祚繼立は、必ず仰ぎて多財善買へ多財もて買を善くす。聞くに、横濱の加高思馬處に一富商あり、

○ 琉球の那覇埠に在りて、公司を開設せんと欲す。名を元有機華沙に取り、專ら船艘を用いて琉球各島に貿易す。蓋し琉球既に日本に併せらるれば、風氣必ず開かるを以てなり。故に先鞭早に著し、以てその利權を握り、その利藪を擅にせんと欲するなり。

一 八八一年九月三日（光緒七年閏七月十日）
● 琉球見聞統紀（琉球、墓を祭るは一載に兩次、清明節と七月望日なり）

一 八八一年九月七日（光緒七年閏七月十四日）
● 琉球見聞統紀（按ずるに、琉球の名は一ならず。明の洪武五年、始めてその称を定めて琉球國と曰う）

一 八八一年九月十六日（光緒七年閏七月二十三日）
◎ 論琉球事宜速辦理（琉球の事宜は速やかに辦理すべきを論ず）（西字報を

朝は琉球の事に於て、日本の信に接到したるに、その國中にまた將に使臣を遣して日本に赴きて、論せしめんとす。もし争執するあれば、兵戎の興るは免れざる所に在り。而して日廷は是に由り擬して先發人を制するの舉を作さんとし、また將に使臣を簡派して中國に赴き、琉球の事に於ては究竟如何に辦理するやを詢問せしめんとすと云う。此れに擬れば、日人の意はそれ將に終に琉球を擲有せんとするなり）

一 八八一年十月十二日（光緒七年八月二十日）
○ 東源郵報（又聞くに、戰務局、近ごろ擬して希加思刺及び蘇魯加及び爾治盛の三処に於て、各々礮台一座を築き、以て防守に資せしむ、と。擲りて論者謂う。日人の紛紛として防務に籌辦するは、蓋し琉球の事、歎を心に抱き、恒に中國師を興して詰問し争端を啓くを致さんことを慮るに因る。故に此れが為めに、以て先声人を奪わんことを期し、且つ以て備ありて患なきを示すなり、と）

一 八八一年十一月十五日（光緒七年九月初五日）
○ 星使到京（星使、京に到りて請安し、即ちに召見を蒙る）
黎庶昌、業に己に京に到りて請安し、即ちに召見を蒙る）

一 八八一年十二月六日（光緒七年十月十五日）

○琉球近耗へ琉球は既に日本の減ぼす所と為り、江・黄嗣がずして六蓼亡ぶ

と云うに等し。徒あり。日本の境は兵民、前して防・黄嗣がずして貿易を興す者
実粒食維れ難く、腹を裹むに敷らず。琉球の人、日本の糧食は多くなし。故に以て、また多くは擬して度機澳に赴き、一塵を受け、その故國を忘れて

一八〇八年十二月十七日（光緒七年十月二十六日）

伝聞星使至日へ星使日に至ると伝聞す。一井に聞くに、黎莪将星使、
た已に行き、日使東京に抵り、前任の星使何子巖侍講の行止は未だ申報
起程して、都に回れる。則ち未だ解せず。願うに、黎星使の信ずるに足ら

一八〇八年十二月三十日（光緒七年十一月十日）

論日本經營琉球（日本）の地球を經營するを論ず。一琉球、日本の併する所
と為りてより、日人のその地に往きて田園を購ひ貿易を通じる者、日
に益々繁多なり。日人の糧食敷く、米を需むること孔だ重なれば、市価また
十萬人あり。惟だ、近ごろ聞くに、琉球境内の人の数は約計するに已に三
復た昂貴す。而して琉球の民、米を謀食することざるに苦しむ、竟に日本
に往きて一塵を受け、日本の所有と為らんと願う者あり。此の二事を觀れば、日本
球はこれ終に日本の所有と為らんと願う者あり。向ては安逸を回復し、耕種を重
莫する能わらず、荒蕪闢くべきあり。再び振興して、向ては安逸を回復し、耕種を重
務めざれば、故に狡焉とせし啓を思ひ、以て日本の安逸を回復し、耕種を重
政俗に習う。然りて、端なくして人の君を虜え、人の國を掘げ、其の社稷を
利するに、故に狡焉とせし啓を思ひ、以て日本の安逸を回復し、耕種を重
に重大に、山河の壯氣、日に忠光を争う、城を臣民の未だ一の義議を倡
て一の義旗を、山河の壯氣、日に忠光を争う、城を臣民の未だ一の義議を倡

一
○八八二年一月十二日（光緒七年十一月二十三日）

津門近耗、前西曆十二月十八日、十一月二十三日に、西人より遼東に軍兵を統帶し馳せ、高麗國王、前に文書もて、中朝に移咨し、大臣を簡派して、軍兵を統帶し馳せ、てその國に至らしめ、日人の浜海各処に居する者、將つて境外に逐出せしめ、連んことを求め、高麗は立國以來、向に中朝の藩服たり、且つ相い毘連して甚だ近く、中国の高麗を保護するは、更に琉球より甚だしく、日人必ず高麗に在りて事を滋くせん、と欲すれば、竊に恐るらくは、中国断じて肯て、その傍に袖手し、局外の觀をなさざるなり、是の如し、竊に謂うに、兩國の兵端、將に此れより啓かれん、西人の來書、欲せざるなり、本館前に曾て、中国に於ける、必ずその事に安んずるの、後、三年を以て、本館前に曾て、論及して、且に言う、その琉球を夷滅するの、後、三年を以て、本館前に曾て、果して真確ならば、正に所謂不幸にして言中する者なり、此の言を觀るに、堪う、

一
◎八八二年一月十九日（光緒七年十一月三十日）

論琉球欲復、琉球は恢復を圖らん、と欲するを論ず、（東源の西字報を、閱るに、言う、琉球、使臣二員を遣有し、中國に前往して、京都に寓せしむ、詞いで、故國已に日本の滅ぼす所と為るも、中國、一義旅を興して、以て相い、拯救するを聞かざれば、悲憤に勝えず、一は則ち自刎して死し、一は則ち、絶食して亡ぶ、中國、深く敬礼を為し、琉球の君、羈留を被ると雖も、宗社、せり、と、西人の函の越え難きを悵き、琉球の君、羈留を被ると雖も、宗社、の淪亡を痛み、関山の越え難きを悵き、琉球の君、羈留を被ると雖も、宗社、さしむ、是れまた情理の信ずべき者なり、）

一
◎八八二年一月二十八日（光緒七年十二月九日）

論日本優待琉球、日本、琉球王を優待するを論ず、（西報を閱るに、今年、西曆元旦、待琉球、日本、琉球王を優待するを論ず、（西報を閱るに、今年、うるに、車一輛、馬二匹を以て、日本の密槽度に調す、接見の下、琉球王に贈る者、に在りては、因りて、例に循うに、過ぎざるも、示せりと謂、

○八二二年一月三十日（光緒七年十二月十日）
 在りては、已に自ら臣僕の班に居る。もし遺臣のその車馬を親るれば、故邦を遥望しては、濟然として泣き出さざる能わんや。然れども琉王の事を、その情意若何は報中未だ言及するに、琉球の人民を撫し、琉君を以て天下に對し、琉地を改めて郡縣と為すは、皆正しく言順うに屬し、是を以て天下に對し、併せられたる已に三載を問うて、愧なからんと欲すなり。既に琉球の日本に、琉民の日本に寓する者もまた、已に習移り俗改まれば、既に琉王を視るや、殆ど贅疣の如し。中国若し再び、瞻顧徘徊し、時日を遅延すれば、是れ勢已に去る者に重興せしめんとす。履端なるを以て、伊始めて日王稷を彙録へ、又、西曆元旦の時、琉球國王、履端なるを以て、伊始めて日王密稽度に進調し、西曆元旦の時、琉球國王、履端なるを以て、伊始めて日王を待つに、礼を以て崇示す。故に論者謂う。日王の琉球王に於ける、未だ琉球之王時に感じて物を觀、遙かに故國の河山を望みて、式微の傷みあるや、否やを悉らず、と。

○八二二年一月三十日（光緒七年十二月十日）
 中日事情へ上海の馬嬌利西報に云う。茲に聞くに、道路の伝説紛如として、謂えらく、中東の情事は甚だ慮るべきに屬し、將に開仗の舉あらんとす。日人早く、已に軍防を籌備すれば、必ず中國と一勝負を決せんと欲するなり。日本、邇來、多く礮台を築き、廣く戰艦を購ひ、兵士を訓練し、軍火を儲備し、幾んど昼夜に於て邁あらず、と。また預め中國、琉球の事の爲に、必ず將に争いを啓かんとするを料るなり、と。此れ等の伝説は、想うに、また日人の辭、以て中國の消息を探るのみ、と。

一八八二年二月一日（光緒七年十二月十三日）
 ◎論西報述中東の情事は、西報に中東の事を述ぶるが如く、奇譎万状なるも、述ぶる所の中東の情事は、西報に中東の事を述ぶるが如く、

実を究むれば皆臆度私測の辭にして、大抵、日本人の意を以て之を造りて故さらば心自ら安んぜず、恒に中国嚇然震怒して問罪の師を興し撻伐の義を伸さんことを慮り、故に多方に窺探して以て中朝の挙動を知るを得て預め之が計を為さんと冀うのみ。此れ、仏經の所謂食に因り嗔を生じ恋に因り怖を生ずるなり。中外立約通商してより、日本は間に乘じ隙に抵り、西國の例を援きてまた中土に來たり、遂に泰西の余技を竊みて、先に台湾に於て以て嘗試を為す。茲に琉球已に外援なれば、僭すに威を以てすべくして廢置は惟だ命のままなり。是に於て計りて以てその兼併を行わんとを觀れば、琉球の亡は実に台湾の役に在りと謂うも、誰か以て非と為すを得んや。

一八八二年二月四日（光緒七年十二月十六日）

○東瀛郵報（日本の信息に謂う。日本の密摺度、擬して明年の夏の間に於て、琉球に往きて以てその山川を遊覽し、その風俗を訪問せんとす。琉球に駐紮するの員弁は此の耗を聞くを得て、幸を望みて欣を為すを禁ぜず、と）

一八八二年二月二十一日（光緒八年一月初四日）

○星使行程（日本の東京に駐紮するの黎星使、去臘二十一日に於て、取遠兵船に乗り、崎陽より啓行し、二十三日行きて神戸に抵る）

一八八二年三月三日（光緒八年一月十四日）

○琉臣瑣尾（申報に謂う。東瀛の日報稱すらく、琉球、遺臣兩員を遣し京都に於て義に殉ずるあり、と。曾て前月十八日の報中に照訳せり。茲に本館天津よりの來信に接して知りたるに、此の兩臣、一は世子に係り、一は郡馬に係る。此の二臣、更に貧病交も逼る。然り而して一線尚お延らえ、並えて未だ双りして固難に殉じざるなり、と）

一八八二年三月十四日（光緒八年一月二十五日）

○星使回国（星使、國に回る）（前任の何子嶽、欽使、交卸の後に於て、即ち復命するに便ならしむ）

一八八二年三月二十日（光緒八年二月二日）
◎八八二年三月二十日（光緒八年二月二日）

論日本武人凶高麗（日本は俄人の高麗を凶るを忌むを論ず）（日本は泰西に歩武してより以來、日本として中国を愚陵するを以て念と為さざるなし。人は日本の富強の効と謂うも、吾は日本の危亡の漸と謂うなり。：：それ俄人は虎狼の国たり。泰西は諸を無道の秦に比し協力して之を拒む。：：日本は既に泰西の情形を周知するに、豈に憚然として協力して之を拒む。且つ高麗は中朝の密迹を、東境の屬藩たり、神州の衛翊たり。その存、その亡、或は安或は危、繫る所甚だ重く、固より琉球の比すべきには非ざるなり。中朝、琉球の翦滅に因り、久しく已に心に積然とする能わず。未だ頭を詰責を為さずと雖も、小寡を保ち乱略を思わざらんや。何ぞ嘗て藉手する所を得て、以て大義を天下に彰かにするを思わざらんや）

一八八二年三月十一日（光緒八年二月十三日）
◎八八二年三月十一日（光緒八年二月十三日）

論日人窺探中国（日人の中国を窺探するを論ず）（上海の馬嬌利新報に云う。京師の伝言を聞くに謂えらく、日本国人は現に中国の海防・職務は至らざるなく、極めて留意して窺伺するを為さざるなし。中国の海防・職務は至らざるなく、且つ各処に建造せる砲台を將て一箇の虚実、し以て閱覽に便ならしむと云う。その人、中国の守禦の情形、軍營の虚実、器械の利鈍、軍費の贏方は皆已に瞭然として掌を指すが如し。一旦、中日事あれば、日人の銳氣方に張り、恐らくは中国之を禦ぐに大いに躊躇を費やすべし。と。：：我が中国晏然として熱視し、睹るなきが如くして早に之が備を為さざるを奈何にすべきや）

一八八二年四月四日（光緒八年二月十七日）
○八八二年四月四日（光緒八年二月十七日）

琉球の事に因り、遠に兵戎を啓くを防がんとして、先発人を制するの挙を為

さんと欲し、戦具を籌備すること十分に緊急なり。且つ甚だ謹しみて密に已に人に命じて中国沿辺に建つる所の砲台を將つて、図形を詳画し馳せて日廷に奏せしむ、と。

一 八八二年四月六日（光緒八年二月十九日）

● 述 日本論中国事一（日本人の中国の事を論ずるを述ぶるの一）（昨ごろ、東瀛の郵筒の通到せる興亜会の報告に接したるに、内に漢文の論說一則あり。乃ち漢皇に旅居せるの日本人江口驥の擬する所なり。中国の利弊に於て頗る能く之を言うこと鑿鑿たり）

一 八八二年四月七日（光緒八年二月二十日）

● 述 日本論中国事二（日本人の中国の事を論ずるを述ぶるの二）
○ 降 王可哀（降王、哀しむべし）（琉球國王、日本の脅を被りて降りて度機

に虚銜を以てするを蒙ると雖も、茲に聞くに、愛思疾と成る。その臣、邸に故都を回首して愴感に勝えず。蓋し日人之を防ぐこと甚だ密に進みて邸宅には派して官差あり、看守は琉人の出入するあるを見れば、必ず多方に盤搜す。琉王毎にその臣を遣して中国の駐日欽使の署中に見れば、必欽使に見えて代わりて復国の計を謀らんことを求めしめんと欲するも、髪に葳し、深夜装束を易えて以て出で、某官琉王の欽使に達するを得る。後、日人の知る所と為り、滋々悦ばざるを形し、倍切に提防す。故に愁病交も侵すと雖も、瑣尾の嗟、式微の嘆、終に懐に積くなし。

一 八八二年四月八日（光緒八年二月二十一日）

● 述 日本論中国事三（日本人の中国の事を論ずるを述ぶるの三）

一 八八二年四月二十四日（光緒八年三月七日）

○ 琉球近事（琉球、日本の滅ぼす所と為りてより経に日人那覇港口に在りて

礮台數座を建築し、險要に分掘し、以て声威を壯んにし、以て防守に資せしめ、城内にはまた日國の熊本營兵の駐守するあり。乃ち陸軍の管轄する所なり。

一八八二年五月三十一日（光緒八年四月十五日）西曆五月十三日、天津よりの郵

筒に接到して、悉るを得たるに、琉球の一事は、曲に之が調停を為す。未だ驛相とその事を受議し、已に定め、然れども大旨は已に妥協に臻る。中東二國はその詳を聞く能わず、雖も、然れども大旨は已に妥協に臻る。中東二國は既に嫌を挟み争を啓く致さず、琉球もまたその國祚を延らうべし、と。審かには、琉球の福にしてまた中國の福なり。

一八八二年六月二十二日（光緒八年五月七日）琉球の事は、經に日國公使の他基

神戶情報、天津に赴き、李伯相及び總理衙門人員と酌議妥協し、立てて和約あり。伊、天、日、廷の画押を候ちて即ち施行すべし。現時、日使、李高治馬魯火船に附搭して都に回りて覆命し、議する所の約章を呈遞すと云う。

一八八二年七月十五日（光緒八年六月一日）論西報述美和約は、西報に美和約を述ぶるを論ず。西字報に謂う。美

高立つる所の和約は、外間紛傳す。日廷、また使臣を遣有し、往きて動靜を探らしむるも、竟にその事と聞するを得ず。蓋しまた説あり。彼泰西に歩武してより、以て來、習いて虚とする。高麗を以てただにその掌握の中、の等倫と為すに、既にして、琉球・高麗を以てただにその掌握の中、に在るのみならず、既に琉球の支庶と為し、また高麗を以て己の征服する所と為す。故に二國に臣服し、貢使時に至るに於て、己の必ずその事なしと謂う。而してその國に載せるには、則ち某年琉球入貢す。某年高麗使至る云々と大書特書し、以て自ら大を張り、則ち某年琉球入貢州に誇示し、中國を欺蔑す。

一八
◎八
八二年八月十一日
琉球人不忘故君
（光緒八年六月二十八日）

論琉球人不忘故君一重ねて山河を整理社稷を恢復するを思はるは未だ君
君に恋戀として、忠義の心、固より有る所なるも、惜しむらくは、その故
て、欺善用する能わらず、盛衰は常勢なし。苟くも人心を固結する能わば、弱
之を強弱は定形なく、盛衰は常勢なし。苟くも人心を固結する能わば、弱
者、強弱は定形なく、盛衰は常勢なし。苟くも人心を固結する能わば、弱
る能わざれば、強者は未だ必ずしも弱まらざるべし。苟くも人心を固結する能わば、弱
ず、以て、衰えざるには、必ずしも弱まらざるべし。苟くも人心を固結する能わば、弱
を以て、衰えざるには、必ずしも弱まらざるべし。苟くも人心を固結する能わば、弱
頗る安静ならず、中山の士族、倡議して、王の意、見各々殊り、以て、境土を
日人の管轄を受け、黒白二党と為るも、惟だ意見、各々殊り、以て、境土を
を致し、若し、果して、確鑿たれば、琉王の尚、然れども、竊に、以て、互
：若し、日人の防閑甚だ密にして、以て、樊籠を脱し、難ければ、智の甚だ、此
に、伝論するに、己は辱を被ること、太だ甚だしく、再起、力め、て、君を、復
も、し、忠臣、義士、あり、故、國を、忘、れ、ず、以、て、宗、社、を、主、り、以、て、國
す、れば、王、族、中、より、賢、能、を、出、し、斤、斤、と、し、て、復、國、に、於、て、は、
て、す、べし。今、計、此、れ、に、出、ず、斤、斤、と、し、て、復、國、に、於、て、は、
する者、を、誅、す、琉、球、の、民、其、の、抑、も、何、ぞ、志、貧、く、し、て、復、國、に、於、て、は、
るや、志、嘉、す、べ、き、あり、その、宿、願、此、の、如、く、し、て、復、國、に、於、て、は、
れば、志、嘉、す、べ、き、あり、その、宿、願、此、の、如、く、し、て、復、國、に、於、て、は、

一八
○八
八二年九月四日
（光緒八年七月二十二日）
日本消息、又聞、く、琉球の、渙基、傘華、の、処、の、土、人、は、頗、る、靖、か、ら、ざ、る、を、形、し、
然、と、し、て、動、か、ん、こ、と、を、思、い、琉、球、は、千、餘、年、の、自、立、の、國、但、未、だ、何、事、に、因、り、起、
こ、る、や、を、悉、ら、ず、と、豈、に、琉、球、の、兼、併、す、る、所、あ、る、や、
所、と、為、る、に、一、旦、に、し、て、日、人、の、甘、ん、ぜ、ざ、る、所、あ、る、や、
宜、な、る、か、な、その、心、の、甘、ん、ぜ、ざ、る、所、あ、る、や、
宜、な、る、か、な、その、心、の、甘、ん、ぜ、ざ、る、所、あ、る、や、

一八二八年九月五日（光緒八年七月二十三日）
一旦命あれば、日本の官報に謂う。他加芝荷火船は現に既に一切預備し、若し

一八二八年十一月二十日（光緒八年十月十日）
○八二八年十一月二十日（光緒八年十月十日）
日本郵音へ又聞くに、李伯相、再び琉球の事を商議するを允す、と。但、妥協に疎
らしめんと欲す。傳に擲るに、美廷、代理と為るを允す、と。但、妥協に疎
の言の確かなるや否やを悉らざるのみ）

一八二八年十一月二十五日（光緒八年十月十八日）
○八二八年十一月二十五日（光緒八年十月十八日）
論琉球事未易調停（琉球の事は未だ調停し易からざるを論ず）
げられ郡県とありて已に茲に四年なり。王は羈留を被り、望み難し。乃ち
減す。孤臣老ありて、包胥の哭を效すと雖も、懐王の返るを望み難し。乃ち
西字報を閲るに又謂う。中朝は之が調停を為さんと欲し、或は望み難し。乃ち
助。力せんとも願うも、此れ、中朝は之が調停を為さんと欲し、或は望み難し。乃ち
と。然れども、人の心志を窺はば、聞に屬し、未だ確かなるや否やを悉らざる
有する所と為し、口中に争わんと欲すれば、似たり。若し徒に往返を勞して直、氣の壯
を待みて、勝を非ざらんや。且つ日本初め琉球に併するの時、日本の君臣と此
を日人に胎すに、歴し、適々中国より日本初め琉球に併するの時、日本の君臣と此
赫蘭、地球を遊歴し、境に琉球の君を歸し、琉球の祀を存せんことと勸
の事、所有し、琉球の境に日本に付する者、日本之を取、琉球またその
故、境は琉球に給還し、日本をして既にその欲する所を得、琉球またその
守る所を失わざらしめ、即ち兵争の禍を成さざるを聽す。此の似き
し。或は將に激に堪えずして、兵争の禍を成さざるを聽す。此の似き
調停はまた事周到にして、面々俱に圓く致さざるを聽す。此の似き
竟に強を待み、中朝終に如何ともするを以て、論し難きを知ら、乃ちまた復た再
び言う所あらざ、中朝終に如何ともするを以て、論し難きを知ら、乃ちまた復た再

一八八二年十二月八日（光緒八年十月二十八日）
○東洋近耗（東瀛報に謂う。日廷現に委して地勢を管理審度するの官弁數員を琉球に前住せしめ、事務を弁理せしむるあるも、未だその果して何事に因るやを悉らざらざらん）

一八八二年十二月十三日（光緒八年十一月初四日）
○中日近聞（日本文の尼芝新報に云う。中国、日本と琉球の事未だ妥協に臻らざるに因り、尚お齟齬を形す。聞くに、日本と琉球の事未だ妥協に臻る駐東欽差は共に琉球の事如何に処置するやを詢問す。外務大臣埃那及び中国務大臣に琉球の事如何に久しく己に之を詢問す。外務大臣答うるに、敝國定めざる所の章程は諒に中朝は復た中国欽使に中朝は將に如何に覆すれば妥協を詢問す。欽使答うるに、朝廷自ら權衡あり、中朝は將に如何に覆すれば妥協ざるを以てし、且つ云う。今は使臣日廷意を立つること如何を知らんと非欲するのみ、妥協せし後に外務大臣復た云う。琉球の一事、若し中朝早に定見あれば己に妥協せしむるに時を多くすと云う。）

一八八二年十二月十四日（光緒八年十一月初五日）
○日本近事（東報又謂う。現に法、國の博士、日本に來遊するあり。此の博士は琉球王尚泰の古玩器皿ありて、琉球國首里城の庫に蔵するを聞き、因りて借りて觀て以て眼界を博くせんと欲し、遂に日本政府と相商し、日本に日ならずして琉球王に命じて琉球の故國に往き、此れ等の器皿を將て東京に運往せしめ、博士をして以て觀覽するを得せしめんとす。）

一八八三年一月八日（光緒八年十一月三十日）
○日本近事（東洋報に謂う。前に日本擬して官員を派し琉球に前往し、扼要の区を査勘して以て礮台を建築するに便ならしむと報ぜり。茲に經に陸軍省幹員を揀有すれば、礮台を建築するに便ならしむと報ぜり。茲に經に陸軍

一
◎八三年一月三十一日（光緒八年十二月二十三日）

論日本増修武備（日本武備を増修する論ず）
日本は中朝と交渉の事件ありて、未だ妥協を得ざるに遷来、東瀛報稱すらく、
ず、紛紛として武備を籌弁す、と。此の傳うる所に拠れば、心甚だ安から
琉球の事は義協を慮るに因り、故に懼を積みて疑を生じ、疑を積みて妄を生
じ、此の揣測の詞あるに因り、日本として琉球を食頼するに在りては、必ずや
中朝の詰問を懼るるに因りて、然として琉球の君を返すに在りては、要するにそ
の勢を張り息めて徳を樹てざるなり。此の武備を増修するは、日本は備え
ありと為さしむるに過ぎず、外人をして之を聞かしめ、以て日本は備え

一
○八三年二月一日（光緒八年十二月二十四日）

日使回国（光緒八年十二月二十四日）
日使回国（光緒八年十二月二十四日）
の使臣榎本武揚に委す。茲に聞くに、日廷簡遣する所以は、蓋し琉球・朝鮮
の事に因るなり。惟だ二事は未だ妥協せず。故に日の使臣は東京に回り

一
○八三年二月十六日（光緒九年一月初九日）

琉球近耗（東洋報に謂う。前に日本の華京に駐紮するの榎本公使、中国の
総理衙門と琉球の事を商議し、未だ妥協に臻らざるに因り、故に附航して
回国すと報ず。茲に査し得たるに、その実は蓋し傳者の誤りなり。是れよ
り先、公使、中朝と琉球の事を商議し、頭緒あるに因り、故に回国して日
廷に稟知し、然る後、琉球の事を商議し、頭緒あるに因り、故に回国して日
ごろまた中国の日本に駐紮するの事を商して日本の外務卿、中朝
に、琉球の兵費及び数年の経営の資を補回するを欲するのみ、と。按ずる
に、琉球は夷げられ、郡県と為り、今、此の議若し成れば、
子の帰るなく、江黄已に滅びて六、祀らざるが如し。今、此の議若し成れば、
すば、尚氏の祀は、堅ちらずや。然れども、伝説の辞は、或は尚お不実、不盡あり、

一八八三年二月十九日（光緒九年一月十二日）
論中東商辦琉球事（中東大臣の琉球の事を商辦するを論ず）
五稔を歴して使を駐むれば、臣の例を援きて、以て請い、備なし。琉球の事は、西人已に

更にして通商多し、故に値りて、遂に併せんと決意す。然れども、朝鮮には、心は豈に僅かに
琉球を試し、遂に己んと欲するのみならず、琉球の事に西隣の朝鮮も、は必ず多し、
虎視する所なり。故に、朝と数年以來、琉球の事に言及するも、は必ず多し、
辨論し、以て、釁隙を啓く致さずと為す。即ち、美邦の興廢存亡は、必ずしも
越俎庖して、釁隙を啓く致さずと為す。即ち、美邦の興廢存亡は、必ずしも
國に抵り、調停を為さんと欲するも、また、且に、答うるは、齒なし。更に、清議の流あ
り、聯絡の法を講求し、互いに睦誼を篤くし、以て、外人の侵入を備え、
人の窺伺を杜すべし、方今、俄人の志は、亞州を以て、要するに在り、
を合せ置るに非ざれば、必し之を呼ぶ、此れ、何ぞ隣人の財物を擄い
なれば、庭に擲んとす、吾欲する所あるに、此れ、何ぞ隣人の財物を擄い
隣人の庭に擲んとす、吾欲する所あるに、此れ、何ぞ隣人の財物を擄い
盜劫掠に備えんとす、吾欲する所あるに、此れ、何ぞ隣人の財物を擄い

一八八三年二月二十六日（光緒九年一月十九日）
○八 事属伝問（事は伝問に属す）
に駐するの公使は、何路達文、中東の胸に定見ありて、その確かなるや否や
す。琉球の事は、想うに、然れども、是れ伝説の辞のみ。而る後、
之を公擧するなり、然れども、是れ伝説の辞のみ。而る後、
は憶断し難し。

一八八三年四月十三日（光緒九年三月七日）
○八 琉事近聞（琉球の事は、光緒九年三月七日）
を獲ず。茲に東瀛の郵報に、擲るに言う。日本駐京公使は、現に、未だ妥協する

◎八三年四月十四日（光緒九年三月初八日）

衙門と心を悉して、蘇画し、以て一是を衷し、各々怨嫌を積き、言を好に帰
さん、その中国に付、近する者は、蓋し中国に遷し、その日本に付、近する者は、仍ち日
本に属せしめ、是れに由り、和約の中に在りて、従前の諸事は、概ね置きて論ず
るなしと詳載し、並びに前時の和約の條款にして、以後、信守を昭かにせし
とある者を將つて、再び商改を為さざるを以て、後日終に反覆あるを深慮し、
む。惟だ、中国の總署は、仍お日人詐多きを以て、後日終に反覆あるを深慮し、
故事に、尚お前議を堅持し、未だ覆答を為さざるなり、と。按ずるに、琉球の
事、此の如きの弁法は、是れ即ち美邦の前總統赫蘭の説なり。當時、日本は
琉球を食類し、已にその言を聴かざるに、東報は、何ぞ今日また是の詞にして、或は之
を以て、中朝允さざると為すや。想うに、東報は、また是れ揣測の詞にして、或は之
を伝聞に得れば、容に実ならず、東報は、また是れ揣測の詞にして、或は之

○

い、日軍火を備え、日人疑多きを論ず、（一）日本、泰西に歩武してより、戰艦を購
国は、大と雖も、積弱殊に甚だしければ、實に畏るに足らずと謂うなり。蓋し中
れ由り、登を台湾に構え、以てその鋒を試み、朝鮮を脅威して、以てその勢を
張り、者に求むる所得ざるなく、當に遂に明目張胆をして、琉球を併取す。豈に志
ある者に、して自ら之を為すに任せ、中国固より之を如何ともするなきこと
非ざらんや。故に琉球を併取して、より、内に財の匿しきを憂いて、終
に、變じて、不測を生ずるを慮る、（一）福州の西人より、運到せる二月二十九日、の
琉事傳疑、（一）琉事の傳、疑わし、（一）福州の西人より、運到せる二月二十九日、の
信事に、言は、相い、日本、琉球の事に、於て、中国必らず、理論せんと欲すれば、固く、以
て、中国とは、相い、見るなしと為し、（一）中国必らず、理論せんと欲すれば、固く、以
兵戎を以て、相い、見るなしと為し、（一）中国必らず、理論せんと欲すれば、固く、以
所謂、中国の駐京公使は、現に總署と相い、擬して、琉球を將て、瓜分し、
その、中国の駐京公使は、現に總署と相い、擬して、琉球を將て、瓜分し、
めんとするも、総署尚お未だ之を允さず云々と。是れ、日本仍お日本に属さし、

や。するは不義たるを知らず。局外の擬議の辞にまた何すれぞ中国と干渉するなしと謂う

一八八三年五月十一日（光緒九年四月初五日）
◎八 論日使議琉球事（日使の琉球の事を論ず）
を歴たり。中東使臣を派して会商すると雖もついに成議なし。現に西字報

刊を閱るに、兩國交渉の文獻あり。その大旨は、擬して美国前總統の言に照し、琉球の各島を以て剖分し、以て信守を昭かにす。惟だ日使の意は、その事の速成に在るも、中国の總署はまた上諭を奉有したるに、南北洋大臣に発交して商議せしむべしとあれば、可否は覆奏の後を俟ちて始めて施行し能うと謂う。故に彼此弁論し、各々一詞を執りて終に意見の参差するを覚ゆ。之を蔽うべし。或は覲謁の志を萌さんや。苟しくも此れを明かにすれば、陵侮の思あり、且つ或は覬覦の志を萌さんや。苟しくも此れを明かにすれば、陵侮の國の疆を固め、藩服を保つ所以の者は、此を舍きて固より要着なし。即ち外國の情を悉するに由りて、以てその欺藐を生ずる所以は、また未だ必ずし

一八八三年五月十九日（光緒九年四月十三日）
◎八 論日本整頓軍制（日本と齟齬して將に用兵を免れ難きを以て、日本の募兵の意は、或は琉球の事、中國と齟齬して將に用兵を免れ難きを以て、日本の募兵の意は、

備えを為して、三軍を張りその威武を奮いて、恟然たりしめ、群言の消惑を啓くを懼れ、三軍を張りその威武を奮いて、恟然たりしめ、群言の消惑の志を行はざるを得べきを冀うのみ）

○八八三年七月十七日（光緒九年六月十四日）
日本、秘魯より、遣有せる郵筒内に、西曆五月十二日

の智利新報ありて、遊行するに、日本、意氣飛揚し、殆ど一切を雄視し、若無人の
また皆登岸して、遊行するに、意氣飛揚し、殆ど一切を雄視し、若無人の
概あり。智利新報に、遊行するに、意氣飛揚し、殆ど一切を雄視し、若無人の
前來通好するを、観るに、その意氣の深遠、蓋し庸鄙に、狂む者の同日に、口語
すべき所には、非らず。宜なるかな。その深遠、蓋し庸鄙に、狂む者の同日に、口語
威遠くに播び、琉球を滅ぼし、高麗を陵し、即ち以て素より強大の中國も
また敢えて与に抗し、顔行するなしと稱す。即ち以て素より強大の中國も
忠言は耳に逆らう。慎しみて規を以て、方に、難を為さんと欲するをや。

○八八三年七月二十四日（光緒九年六月二十一日）
日使、強一日使、因強たり。復た日本公使と會商し、美前総統、赫蘭の議する所

侍郎、照して、琉球の事に因り、復た日本公使と會商し、美前総統、赫蘭の議する所
に之を置きて答えず。惟だ云う。此の争端を息めんと欲す。詎り、何ぞ必ず
旧案を尋めんや。且つ使臣の敢えて、問する所には、非ずと。詞色の間、
甚だ決絶の若し。

○八八三年八月四日（光緒九年七月初二日）
論中原大勢（中原の大地勢を論ず）（古より強隣兼併を肆まにせんと欲す

球の一事に因り、内地の奸民を嗾し、紛紛として、竿を掲げしむ。日本は琉
が口を問執し、我が心を奪いて、始めて安んじざるなり。又慮る者の二なり。思えば、
それを肯て一日として、無事に相い、安んじざるなり。我若し内政を先に修め、寇盜
之を総るに、俄・法・日本は、究に外患に属す。我若し内政を先に修め、寇盜
綏靖すれば、彼即え、強横なるも、終に忌む所ありて、敢て逞を求めず。惟
だ各省の会匪は、最も心腹の患たり。終に忌む所ありて、敢て逞を求めず。惟
ば、各毒を以て、毒を攻めるの法を用いるに、如くなきに似たり。此れに藉り、

法は越南を攻め、日は琉球に擲れば、時に大臣を分遣し、軍籍に編入して威を境上回し、揚げしむべし。)

一
○八 八三年十一月二十八日(光緒九年十月二十九日) 琉人留雨(琉人、雨に留る) 滬報に謂う。寧波の探事人、書を字林西報に致して云うに、札拜日に偶々租界に在りて遊行し、琉球人十人あるに遇う。稍や日本の言語を識れば、その言う所并びに挙動・指舞の状を以て、

待つこと更に好なるを知り、困りて華官の手に入れば、殊に迅速に郷に回り難きを覚え、見るに似たり。難民たりて西人曾て銭銀を以て給贈する者あり、但、禁ぜず、は看守の難民たりて西人曾て銭銀を以て給贈する者あり、を禁ぜず、は看守の難民たりて西人曾て銭銀を以て給贈する者あり、国は前に琉球の一：按ずるに、幾んど和を失うを致す。今、則ち日、久しく動静を聞かず、而して琉球の夷人來信に此の事を述ぶるは、一に深く訝る者あるが若し。今、寧波の西人の來信に此の事を述ぶるは、一に深く訝る者あるが若し。)

一
○八 八三年十二月六日(光緒九年十一月初七日) 琉民回国(琉民、國に回る) 上海の消息に云う。琉球の航海の難人、昨

とを請い、日本領事文書を具し、返さしめんとす。その人を將て交回せん。覆を聞くに謂う。是の何月に返さしめんとす。その人を將て交回せん。遺りに該縣に至らむ。既に領事延遲して異郷に流落せし難人を將て致すや、實に解せざる所なり。既に領事延遲して異郷に流落せし難人を將て致すや、し之に遣り、所なり。既に領事延遲して異郷に流落せし難人を將て致すや、家郷に音を發し、かからざるを知らしむと云う。)

一八四年二月十二日（光緒十年一月十六日）
東瀛郵音へ又荷芝報に云う。南朝は南顧を煩うなく、若し東京の事に於て、言を以て好に掃するを得れば、中朝は南顧を煩うなく、將に復た琉球を争論せん。議論紛

本の水師提督の依那麻都、昨ごろ燕京より、國人此に因り然り、
如たりて謂う。中東久しからずして、又將た齟齬せんとす。民人此に因り然り、
豈にそれ然るや。また日人琉球を併有してより心に常に歎を抱き、故人私に相
かに臆度を為すなからんか。然らば則ち中國に事あれば、豈に日人私に相
い竊幸する所の者に非ざらんや。

一八四年二月二十七日（光緒十年二月初一日）
琉球郵報へ日本の些鼓新報に云う。琉球の郵筒を接到せり。稱に拋るに、
琉球の白人、邇來、甚だ鼓噪を為し、彼此睦まぜず、分れて黑白二党と為る。則

その白党は、則ち志、日本と交好して、以て目前の安を圖るに在り。黒党は、則
ち君國を眷懐し、社稷の淪亡を痛み、中朝の救援を盼む。意見各々別れ、
氷炭の相い投ぜざるが如し。去歲十月、晏士と名づくる者、本、琉球の官
族なるも、十人と偕同に航海して福州に至り、赴きて中朝に訴えんと欲す
るあり。地方官吏、その未だ國王の文書を奉有せざるを以て、居せんと欲し、
一切の情に遊行せしめず。その國人、通商の地面に就りて貿易し、
以て日人の凌制する所と為る後、免れんことを冀う。蓋し日本、官弁を設け、
して日人の凌制する所と為る後、免れんことを冀う。蓋し日本、官弁を設け、
日官に向いて琉球の民を管轄するを以て、自ら人と認めざるべく、自ら行きて中國内地は入り
て貿易するを得ず、以て不便と為す。故にその人、自ら行きて中國内地は入り
し、その利権を擅にするを得んと欲せり。

一八四年三月十九日（光緒十年二月二十二日）
八津郵音へ、信に云う。琉球、現に遺臣の津門に流寓するあり。毎に李

伯相に謁見して、速かに琉球の事を裁奪するを為さんことを請わんと欲して、
且つ、言う。曾て福建に在りて、何総督に見え、備に乱離の苦しみを陳ぶるを
得る。當時、曾て李伯相、その國を興復するを尤為すを蒙る。旋いで中俄の

事あるに因り、遂に中止を致し、今已に三年なり。料るに、必ず琉球の終に減るを忍びざるなり、と。称に擲るに、その国、尚お遣臣一人、將に道を朝鮮に取りて、以て京師に至らんとするあり。先に一人京に晋み、預め料理を為すあり。天津には現に二人ありて専ら李伯相の覆示を候つと云う。

一 八四年四月五日（光緒十年三月初十日）

○東瀛郵音一日本より通到せる郵筒に謂う。日人、現に嘉高禪馬地方より水道電音を建有し、達して沖繩県に往く。此れより千里の書函も瞬息に至るべし、と。按ずるに、沖繩県は則ち琉球なり。

一 八四年四月二十四日（光緒十年三月二十九日）

○琉球近報一日本の美路西報に謂う。琉球の風俗は別国と懸殊し、諸て簡陋に從う。衣は則ち務めて鮮美を極む。即ち貧人閑居すればまた必ず加意修飾す。

一 八四年九月十六日（光緒十年七月二十七日）

○東瀛郵報一又言う。日廷、擬して防兵を設けて以て琉球に駐し、並びに戦船兩艘・商船兩艘を遣して琉球の海道を遊弋せしむと云う。

一 八四年十月八日（光緒十年八月二十日）

●來書照登へ雲海散人拝稿一前に貴館を読み、台湾の劉中丞、巴德諾脱に密傳して封を索むるの一節を見るに、逼られて三齊を封ずるの故智に異なるなし。此の策は下愚の至りと謂うべし。総て基隆に一敗して国旗を失耗するに因り、また一要緊の人を傷つけ、罪を負うこと深重なれば、顔もて掃圄するなく、また一險を鑿して此に出るなり。且つ巴君、久しく中国に居り、世事に通達すれば、また此に函弁して、此に至らざるべし。此れ必ず孤抜等の推埋屠狗して目に識らざるの人、徒に台湾を豔羨し、絶えて人に替りて設想せず、またその事未だ必ずしも願いの如くならざるを知り、先に一枯の大罪案を將て巴君の身上に硬坐せんとす。且つ法廷をして知悉せしめ、巴君を以て戎首と為さしむれば、桃僵れて李代り、伊は陽にそ

の害を脱し、陰にその利を取む。固より自ずから萬全の勝算と謂うべし、
 独り一利士卑士の中より梗を作すを懼れ、以て澎湖・舟山・沖繩を奪占し、
 各々一島に踞せんとす等の語あり。寛くその心を慰め、意を立てること深
 からずと謂うべからざるも、いかにせん、沖繩は久しく日廷に属し、既に
 已に豊を中国に開けば、また地を日より奪わんと欲するは、是れ真に国狗
 の痕たり」

◎「万国公報」の関連記事 論説見出し一覽及び概要

一八七四年十二月二十六日（同治十三年十一月十八日）三一七卷

●西報論琉球所屬へ選錄香港循環日報十月二十六日（西報、
 琉球の所屬を論ず）へ願うに、琉球は兩大の間に介し、此の時、究に何國
 に屬するやは、和を議するの時に當り、未だ明言するに及ばざるなり」
 ●統論琉球所屬へ統いて琉球の所屬を論ず（又一説あり。琉球は古時、日
 本の所屬と為るも、史に書するを絶さず）
 本の所屬と為るも、史に書するを絶さず）
 歳時貢獻し、史に書するを絶さず）

一八七五年一月二日（同治十三年十一月二十五日）三一八卷

●統前選循環報論琉球國へ前に統いて循環報の琉球國を論ずるを選す（近
 日の東瀛日報、琉球一國は向に已に日本に臣服し、屏藩に列せり、その中
 國に入貢するや、本朝より始まるに過ぎざるのみと辨ず。然らば則ち琉
 球の日本に在るや、地は相い接すると雖も、朝聘問は反つて中国の後に在
 り。今、その史冊に拠りて之を稽すれば、斑斑として具に在り。それまた
 安んぞ我と争う能わんや）

一八七五年三月六日（光緒元年一月二十九日）三二六卷

●論琉球非但屬日本へ選香港循環日報（琉球は但に日本に属すること、諸をそ
 非ざるを論ず）へ之を要するに、琉球は日本の貢獻の邦たること、首を畏れ尾
 の國史に稽すれば、向に明文なし。日本は之を独有するを得ざるを要する
 を畏れ、或は兩屬あるも、願うに、日本は之を独有するを得ざるを要する

なり)

一八七五年四月十七日(光緒元年三月十二日) 三三二卷
○大日本国事の詢問琉球進貢中華事(琉球の中華に進貢するの事を詢う)(日本国本城の東京地方の新聞紙に云う。現在、日本国は琉球國の使に伝諭し、日本の大いにその不□の罪を定むるあり) その何に因りて貢物を中国に進むるやを問い、

一八七六年一月十五日(光緒元年十二月十九日) 三七一卷
○大日本国事 琉球王弟宴会(琉球國王の兄弟、官員を随帶し、日本国に至り、以て和好の意を通ず。昨ごろ西曆上年十二月十六日、経に日本国皇、筵を備えて宴会し、賓主の誼、款洽に勝えず)

一八七六年四月十五日(光緒二年三月二十一日) 三八三卷
○大日本国事 欲於琉球屯設兵所(琉球に於て兵所を屯設せんと欲す)(日本、軍兵を派し琉球に屯駐せしめんと欲するは、また守望相いと欲す)(日本に係る。合い共に約洋八萬四千三百二十三元を出し、以て兵丁を運送しおよび兵丁の房屋を起造する等の項と作す)

一八七七年十二月一日(光緒三年十月二十七日) 四六六卷
○大清国事 公使起節赴日本(公使、起節して日本に赴く)(中国の簡派せる日本駐紮正副欽使許・張二君、並びに隨員、兼美國の醫副總領事麥公嘉締の一同は、二十日に於て、日本國に赴きて□□す。並びに聞くに、日本國家は横浜の官員に令を下し、預め接待の礼を備え、隣邦敦睦の誼を顕すに足る、と)

一八七八年三月三十日(光緒四年二月二十七日) 四八二卷
○大日本国事 發兵護琉球(兵を發して琉球を護る)(東瀛の國、日本を推して最雄と為す。琉球は前に屢次入貢す。惟だ中西未だ通商せざる以前は、日報行われず、華人意を海外の事に□せず、故にその事明文なし。嗣いで

日本兵台湾を保護するは殆ど翼の意を琉球は其の属土たりと声明す。今、また兵

一〇八 琉球国超召主至東京へ光緒四年六月二十八日（四九九卷）

東瀛の郵報を閱るに云う。風聞すらく、日廷、琉球国主を徵召して、東京に
前赴せしむ。その何事に因るやは得て知らず云々。他國の過問するを得ずと為
す。而るに泰西諸國の人の言に拠れば、琉球の中國に隸する者はその名に
して、而るに日廷に隸する者はその実なり。然るや否や。

一八 大日本論（琉球国不応臣服中朝）（琉球国は向に方物を我が日本に貢するを

論ず）（日本論）（琉球国）（不応臣服中朝）（琉球国は向に方物を我が日本に貢するを
り。にはまた私に中朝の屏翰と為り、臣を稱して貢を納る。主一無適の者の比
には、非ざるなり。琉球人、屢々与に相商し、既に當に日本に通過すべき
に、また中朝に背かざらん。欲す。而して日本人は尤さざるを堅持し、必
ず、それを脅して専ら日本の属下と為さんと欲す。茲に琉球人、中朝の欽使
を簡派して、日本に駐紮せしむるを、知り、中央よく中朝の欽使に、中朝の欽使
をして、欲す。その中東兩國を往來し、皆貢獻の礼を通じ、萬に琉球人をし、自
その便を行わしめず云々、と。

一八 大日本論（琉球国不応臣服中朝）（琉球国は向に方物を我が日本に貢するを

字新報、日本所屬の各地の八州に論及す。西人は官商に拘らず、遊歴
し、已に暹からざるなし。惟だ近屬の琉球は、西人之去くこと極めて少
なく、且つ水陸の道中、幾んど西人の足跡なし。琉球は、西人と交渉す
るの事なく、遊ぶべく、玩すべき。西人の足跡なし。琉球は、西人と交渉す
るの事なく、遊ぶべく、玩すべき。西人の足跡なし。琉球は、西人と交渉す

但、已に昔て人の琉球に去きたるあり。故に神戸の西字報、今に於て之を論じたれば、本公報その略を稍訳して云う。

一八七九年五月十日（光緒五年閏三月二十日） 五三八卷
◎論琉球為日本所得（琉球は日本の得る所と為るを論ず）（請うらくは、今日

の琉球、竟に誰の家の属國と為るやを觀られよ。それ琉球の中朝に与る、之を尊びて帝と為し、之に親しみて父の如し。琉球を以て之を中朝に望む所は如何ぞや。乃るに、日本は起ちて之を争い、琉球を以て入告するに、未だ中朝の執政大臣、与に言責する者あり。曾て直言を以て告するに、未だ之を聞かざるなり。与に言責する者あり。琉球の難民を死せしむ。中朝、未だ之を問に置き、日本人、借端事を生じ、琉球の難民を死せしむ。中朝、未だ中より排解するを雖も、口実之を貽すは、東兵台を犯すの警あり。威欽差のして日本を徳わしめ、中朝を藐せしむ。大いに異とすべからざるや。

一八七九年五月二十四日（光緒五年四月四日） 五四〇卷
◎大日本 中国欽差論琉球事（中国の欽差、琉球の事を論ず）（東洋の新報

に謂う。中朝の何欽差如璋、日本は琉球を將つて改めて省分と為し、日本の約東に帰せんと欲するを聞き得て、遂に日本の外部大臣と言いて曰く、琉球は一小国のみ。向に中東と通好し、数百年來、並えて厚薄の殊なし。今、日本併して省分と為さんと欲するは、乃ち太だしきに過ぎるなけんや。

一八七九年六月二十一日（光緒九年五月初二日） 五四四卷
◎大清 美国前伯理璽天德由津至京（美国の前伯理璽天德、津より京に至る）

●論東瀛近聞（録香港循環日報）（東瀛の近聞を論ず）（日本、近ごろ兵力を以て琉球を脅制し、その國王を廢して以て県主と為し、その國邑を改めて以て版図に隸し、恣肆強横なるも、各国いかなともするなく、また少やその志を逞しくすべきに似たり）

一八七九年六月二十八日（光緒五年五月九日） 五四五卷

○大日本 琉球王至神戸（琉球王、神戸に至る）（琉球王、前に采薪の憂いを抱く。日本、限を勅し、八十日の後に於て、即ち東京に赴かしむ。琉球王、その寛くするに日を以てするを請う。日廷、請う所を允さず。経に日本、の五人、限満つるの日に於て、琉球王、随員百人を帶領し、已に神戸に到る。茲に神戸新報に擲るに謂う。琉球王、登岸して暫く大客寓中に住下。是の時、正に夜間の十二点鐘なり。琉球王、登岸して暫く大客寓中に住下し、次日、移りて大朝房内に住み、守候すること十日にして輪船に乗り東

京に赴き去くなり。その船に在るの時、當たつては、諸を深船に閉し、琉球王は外に出るを願わず。故に船中見るを得る者一人もなし。即ち船主もまた一面を略見するに過ぎざるのみ。時に琉球王偶々船外に出ることあり。日本人は緞を以てその頭面を巾蔽するを為し、一人として窺見せしめずと云う。

◎論琉球早属日本へ琉球は早に日本に属するを論ず（倫敦の大報中に、人の日本琉球の事に論及するありて謂う。日本、近ごろ琉球を將て属下にして非を知らざるなり。と。按ずるに、琉球は向に自主すると雖も、東洋に入貢す。一千六百零九年、薩司馬大名、命を日廷に請い、兵を帶して琉球に前住し、全島を將て属下に帰さんと欲し、日廷之を准してより、嗣後琉球は薩司馬大名管理す）

○八七九年七月二十六日（光緒五年六月初八日）（五、四、九、卷）
大日本 美国 前伯理璽天德 至横浜（美国の前伯理璽天德、横浜に至る）（西曆七月初三日、美国の前伯理璽天德、駕して横浜に至る。該埠はまた通商の巨口なり。各国の停泊せるの碇船甚だ多く、旒を懸げ砲を上げて以て敬訝の情を伸ぶ。日本の文武大小の各員は兵士を率領し、隊を擺べて相いで迎え、先ず外部大臣の登りて拝謁するあり。十二点三刻に於て、前伯理璽天德登岸し、一切の歡待の儀文は礼の如くせざるなし）

○八七九年九月初六日（光緒五年七月二十日）（五、五、四、卷）
琉球は中朝と會議するに、閉ざして認めず。何の故なるやを明知するを得ず。琉球は中朝と會議する

こと、西国の新聞紙曾て論及せり。或は論者の孰が勝ち孰が負けるかは均しく決定し難しと曰うあり。

一八七九年九月十三日（光緒五年七月二十七日）五五五卷

○大日本国琉球国事略述（東洋の本地新報の載せる所を以て、中国の琉球に与わるの一事に論及して且つ言う。中国は甚だ日本の勢いあるを論ずれば、此れ特、謠言を捏造し人心を煽惑するのみ）

一八七九年九月二十七日（光緒五年八月十二日）五五七卷

○大日本国琉球事息（琉球の事息む）（本館、昨ごろ友人の東洋より来りありて、琉球の中国に与わるの事を詢及せり。彼、その細を知らずと云う）

一八七九年十月十一日（光緒五年八月二十六日）五五九卷

○大日本国中東略記（西九月二十五日、晋源報に云う。天津よりの来函に接したるに、中東の一事に論及して謂う。伯理璽天徳、中より東に至る。中朝の大員、敦く託して、東皇に謁見するの時、琉球の一事に談及し代わりて、頗る戦意あり。口を啓くこと甚だ難し）

一八七九年十二月六日（光緒五年十月二十三日）五六七卷

●大英国論中東兩國宜和不宜戰（中東兩國は宜しく和すべくして宜しく戦うべからざるを論ず）（西曆十月初三日、倫敦の新報、また中東兩國交渉の事を論じ、如し中東和を失わば、必ず両々傷つく所あるを致さん、惟だ中央よく局外の大国中の識見深遠なる者に請い、出で排解を為さしむれば、保全する所の者、易ぞ計に勝せんや。もし必ず強を待み、意必戦に在れば、得る所少なくして失う所必ず多しと云う）

一八七九年十二月二十七日（光緒五年十一月十五日）五七〇卷

○大清國を東報述中国事(東報、中国の事を述べ)香港の循環日報、日本
 の官報を訳して、未だ妥善に臻らざれば、中国の事を述べ、李相、曾て中国の水陸各軍は
 訓練するも、時を待たず、義に違ふべし等の語あり、然れども現在、中国の武
 備は已に力めて、整頓を為し、兵起程し、明年仲春の月に京師に抵るべし。
 左爵相は近ごろ已に肅州より兵を起し、水手兵役等は均しく能く留心に聚
 めんとす。所屆れば、或は戦うや或は和するや、自ずから定論あるべし。
 して廷議は彼の如し。その朝の時、留に會議せし
 めんとす。所屆れば、或は戦うや或は和するや、自ずから定論あるべし。
 東報言、所は此の時、或は戦うや或は和するや、自ずから定論あるべし。
 べし。而るに、華人に秘して、外国に宣する者、幾し。事、密にせざれば、害成
 る。何ぞ乃ち華人に秘して、外国に宣する者、幾し。事、密にせざれば、害成

一八〇年十一月二十九日(光緒五年十一月二十九日)
 ○大英新報に謂う。英國、中東の陸路の情事あるに因り、礮船
 を添じて、中東の海岸に泊せしめんと欲す。此の舉は、中国に不利には非らず、
 また志を日本に還すには非らず、且つ、俄國と隙を尋るには非ざらん。
 誠に中東を失いて、交戦すれば、英は中東兩國に關係するの処甚だ多く、
 患を未然に防ぎ、何辦理(中東の和を失えば、英國は如何に辦理するやを論ず)
 論中東の和を失いて、交戦すれば、英は中東兩國に關係するの処甚だ多く、
 一又一報に謂う。中東の和を失いて、交戦すれば、英は中東兩國に關係するの処甚だ多く、

○大英新報に謂う。英國、中東の陸路の情事あるに因り、礮船
 を添じて、中東の海岸に泊せしめんと欲す。此の舉は、中国に不利には非らず、
 また志を日本に還すには非らず、且つ、俄國と隙を尋るには非ざらん。
 誠に中東を失いて、交戦すれば、英は中東兩國に關係するの処甚だ多く、
 患を未然に防ぎ、何辦理(中東の和を失えば、英國は如何に辦理するやを論ず)
 論中東の和を失いて、交戦すれば、英は中東兩國に關係するの処甚だ多く、
 一又一報に謂う。中東の和を失いて、交戦すれば、英は中東兩國に關係するの処甚だ多く、
 所あるに於て、舉動する
 英に不利ならば、之を置きて、例を守り、預の行あるを得ざるべし。或は
 所あるに於て、舉動する
 大英新報に謂う。中東の和を失いて、交戦すれば、英は中東兩國に關係するの処甚だ多く、
 七日の新報に謂う。俄國、中東の和を失いて、交戦すれば、英は中東兩國に關係するの処甚だ多く、
 員を特派し、出づる西比尼亞地方に鎮せしむ。その派する所の督臣は前に曾
 て総戎の職に任ずる者なり。
 西報論中東失和英俄不利(西報、中東和を失えば、英俄は不利なるを論ず)

へ俄國の太晤士報、大論一篇を録す。その總目に、俄の中東と関繋するの
処を謂い、たその中に云うあり。中東の近日の情形を觀るに、頗る睦まざる
と為す。一たび兵革の危を經れば、則ち泰西諸國の関繋最大なる者は惟だ
英と俄のみ。蓋し英は中東の通商の事に与ること鉅にして、俄の疆界また
中東と相い距たること遠からざるの故なり、と

一八〇年二月二十一日（光緒六年一月十二日）五七七卷
政事西報論滅琉球事（西報、琉球を滅ぼすの事を論ず）（昨ごろ倫敦よ

り郵來せる近日新聞一紙を得たるに、日本の琉球を夷滅するの事を
論ずるあり。近至つて明にして且つ晰なり。今、その意を訳するに曰く、日
本の琉球を夷滅するの役は、余を以て之を觀れば、殊に日本を以て是と
為す能わざるなり。：査するに、琉球一國は數百年來、日本之を視て藩服
と爲すべくするも、自ら封建を行はざるも、諸侯は常に懸絶す。強いて庄
制を爲すの權あり、雖も然れども、郡縣と爲すは、則ち侯國として、應に爲す
その事の薩摩將つて、自からまた日廷に歸すべし。琉球は向に薩摩に屬す。巴
日廷の軌過すべきは、則ち固より、外人の解せざる所なり、以てかその權
日よりの軌過すべきは、則ち固より、外人の解せざる所なり、以てかその權
大清國の各名將、刊印して書成り、之を名づけて行名簿と曰う。今、
大日本洋行の各名將、刊印して書成り、之を名づけて行名簿と曰う。今、
○ 日本横濱、また新たに此の書を成り、中に我が華人は東國の武備を
○ 明晰と爲す。中日の書、凡そ我が華人は東國の武備を

○ 大日本國遠設巡丁（遠くに巡丁を設く）（日人、琉球を兼併するの
改め、沖繩縣と爲し、特に官を簡して往きて治めしむ。琉球の人心殊に
服さず、付近の各島は皆蠢動の意あり。日人乃ち鎮定して之を撫綏し、之
に示すに威を以てし、之と結ぶに恵を以てすれば、琉球人転じて日政を以
て便と爲し、安堵すること常の如し。且つその琉球を取るに、一矢を折ら
民に君を喪うの戚ならず。塵市驚かすなく、閣下託すれば、已に漸やく琉球を忘

民に君を喪うの戚ならず。塵市驚かすなく、閣下託すれば、已に漸やく琉球を忘
民に君を喪うの戚ならず。塵市驚かすなく、閣下託すれば、已に漸やく琉球を忘

る。若きなり。現に聞くに、日人は將に琉球の内地に差館を建て、差弁司の巡査の役を設け、藉りて以て非常を稽察せしむるを以て、所有ゆる一切の經費は皆日廷より発せんとす。

一八八〇年三月十九日（光緒六年二月初十日）五八一卷
● 跋論琉球事書後へ選循環日報（琉球の事を論ずるの書の後に跋す）（天

下の局は今日に至りて又一変す。日本の琉球を併するは、直だその土地人民を利とし、強盛の時に藉りて以てその弱を兼するの謀を行ふのみ。その琉球の国は本所の藩服の管轄する所、琉球の君は本所の遠祖の支派と謂いて、旁徴博引し、刺刺として休まざるは、實に以てその私謀を掩覆し、謂夫の衆聽を聳動し、志を逞うするを得せしめんとするや明かにして、また理の順うなき所あり、事の協わざる所あるを知らるなり。

一八八〇年十月十六日（光緒六年九月十三日）六一〇卷
● 采郭侍郎論上へ選録香港循環日報（郭侍郎の論を采るの上）

一八八〇年十月二十三日（光緒六年九月二十日）六一一卷
● 采郭侍郎論下へ選録香港循環日報（郭侍郎の論を采るの下）

一八八一年一月八日（光緒六年十二月初九日）六二二卷
○ 大日本 奏添礮船（礮船を添えんことを奏す）（西報に謂う。日本国の水師兵部、軍機大臣に奏請し、日本、須らく礮船を添えるを要と為すべしと云う）

一八八一年二月二十六日（光緒七年一月二十八日）六二八卷
○ 琉球進貢中朝（中朝に進貢す）（中国と日本、屢々琉球国の事を論ずるは、誰か之を知らざらん。美国の前任の民主克蘭德、その地を経過するに、兩國調停を囑託したれば、遂に一策を設く。近ごろ聞くに、西に近き土地は、中国仍お琉球に帰し、大いに快意せず、朝に進貢し、前と異なるなからんとす。日本、之を聞き、大いに快意せず、朝に進貢し、前と異なるなからんとす。

らず。探明を俟ちて再び当に続登すべし。

一八八一年三月十二日（光緒七年二月十三日）六三〇卷
○大日本欽使は前に北京より陸行して滬に至り、小や住ること兩日、現に已に礮船に乗りて回国すと云う。

一八八一年四月九日（光緒七年三月十一日）六三四卷
○大日本國修理軍器（軍器を修理す）日本の新間紙に云う。日本、近日、軍器・砲船を修理製造し、井びに英の水雷船はまた已に修整し、預め砲台を修して巨砲を安置す。未だ何なるやを知らず。或は中東交渉の事のためなるか。抑も別に他意あるか。容に後に探明して続登すべし、と。

一八八一年十月二十二日（光緒七年八月三十日）六六一卷
●雑事論日本未嘗無人（日本には未だ嘗て人なきにあらざるを論ず）（偶循環日報を閱むに、日本には未だ嘗て人なきにあらざるを論ずるの一則あるを見る。則ち意義は確切、文詞は高潔にして、佩服すること非常なり。愛に報を録す。その論に曰く、文詞は高潔にして、佩服すること非常なり。と聯りて以て俄を拒まんとす。それ亞洲の地勢に就きて以て觀れば、中の日本に与わるとは固より所謂唇齒相聯りて輔車相依る者なり。と）

一八八一年十二月三日（光緒七年十月十二日）六六七卷
◎八國宜固圉說（中國は宜しく固むべきの説）（昔より天子の守りは四夷に在り、諸侯の守りは四境に在り、固を有つ者は必ず圉を以て重

しと為し、然る後、境内は磐石より固し。無論、備あれば憂なしとは古の明訓にして、安に危を忘れずとは大經なり。試みに觀よ。近數十年來、緬甸は英と共にあり、安南は法の為に制せらる。琉球は日の具と為る。香港・澳門兩島は久しく中國の有には非らず。郡遠にして更に中國を遥制するの謀り、食りに中國を固くし難し。）

一八八三年五月五日（光緒九年三月二十九日）

◎中日高三國大論（日本の若きは、四面皆海にして地形は狭く長ければ、即ち敵人の窺何の患なきも、固より中策の下にして立つの守り易きと為すに如かざるなり。然るに改めて西法を尚びてより以來、自ら富強を視て高麗を函る。いかに併呑の志を肆まにせんと欲し、先に琉球を取り、繼いで高麗を函る。何ぞそれ自ら量らざるや）

一八八九年四月（光緒十五年三月） 第三冊

○琉球通電（西曆一千八百八十七年、日本朝廷、議して電線を以て琉球に通往せんとす。乃ち委員の査考するの後、軍務に於て喫緊たり。是を以て日本止す。惟だ、琉球は海島にして本より軍務に於て喫緊たり。是を以て日本助けて以て迅速に興辦するに便ならしめんとす）

D 「益聞録」の関連記事 論説見出し 一覽及び概要

一八七九年四月一日（光緒五年三月十日） 第二号

○日本近耗（日本より伝来せる消息に謂う。日廷、前に大員の勿詔打を派して琉球に至らしめ、国主に謁見して日廷の意を伝え、琉球主に着して中朝に入貢するなからしめ、且つその正朔を改易するを欲す。琉球主自ら更張すに敵國向に中国の藩封と為りて世々職貢を修む、實に敢えて擅に自ら更張すれば、豈端を啓く致さん、況や中国現に公使の貴國に駐紮するあり、故に此の事は、貴國當に中国公使と妥議して方めて回國す。刻下、日廷已に兵決して命に従い難きを以てす。勿詔打、隨即に回國す。日本は既に武を琉球に用い、また戎を高麗に興す。果して遂に東瀛に雄長し、小試するか）

一八七九年五月一日（光緒五年三月十一日）
○八七九年五月一日（光緒五年三月十一日）
に兵船数艘を發して以て之を威懾す。此の事已に前報に列す。茲に香港報

を閱るに、紀して横浜より遼東に赴して報告し、助理を請求せしむるも、
り、特に官を發して中国の京師に前赴して報告し、助理を請求せしむるも、
中国は未だ許を見ずして、兼願し能わざるの勢いあらば、中西交渉の事件
は方に蜂起の如く、實に未だ兼願し能わざるの勢いあらば、中西交渉の事件
く日廷の意見に照らして進行すれば可なりと謂う。琉廷之を聞きて、未
だ失望を免れず、と。按ずるに、日本の傳う所の琉球助を求むるの事
は、京門尚お聞かす所なし。因りて香港の述及するを以てし、琉球王の允
○刻ごろ晋源報を閱るに、中国の駐日公使何子綏太史の電音を得て云う。
日本は已に兵艦を派して琉球國に入り、示すに國書を以てし、琉球王の允
否を論ずるなく、遽に該王を將て執えりて日本に回り、一面官吏を分設し、
琉球を將て抛りて己が有と為す云々、と。

一八七九年五月十六日（光緒五年閏三月二十六日）
○八七九年五月十六日（光緒五年閏三月二十六日）
日本議改兵制（日本、兵制を改めんことを議す）へそれ日本は士氣振作し、

近年來、實に以て弱小を憚して東海に表すること之れ此の如し。その振興正に
て惟だ精ならざるを恐れ、日夕講求すること之れ此の如し。その振興正に
未だ量るべからざるなり。日夕講求すること之れ此の如し。その振興正に
○琉王去國へ琉王、國を去る。日本、琉球を將て夷らげて郡県と為し、琉
王を執えて以て帰るは、已に前報に列せり。今、琉王その二子及び侍従人
等を携え、已に日本に抵り、日廷着して一故侯の旧第を覓めて以て之に処
らしむるを悉る。

一八七九年六月一日（光緒五年四月十二日）
○八七九年六月一日（光緒五年四月十二日）
琉球近事（前報に琉王國を去るの一則を登せ、第六号
等を携えて已に日本に抵る云々と謂う。茲に悉りたるに、日に抵る者は惟
だ琉球の世子および従者五十六人のみにして、琉王は病を患いて國に在り、

○ 親ら日廷に向い、八十日を仮さんことを請い、一たび仮満つれば再び國を棄てて東渡せんと云う」
○ 總統遊瀝紀盛（總統瀝に遊ぶこと盛んなるを紀す）（美國前總統幹頼徳、上月二十七日に於て、港より瀝に抵る。中外の官商、歡迎礼の如し）

一八七九年七月十六日（光緒五年五月二十七日）第九号

○ 琉王帰國（琉王、帰國す）（東瀛より遶到せる信に謂う。琉王東京に到るの後より、日本即ち琉球を將て版圖に隸入し、擬して部署の定妥するを待ちて、然る後に王を放ちて琉に回らしめんとす。茲に悉りたるに、琉の廃王は同太子および隨員百五十人と偕に、日本の大臣密蘇打に隨いて同に横浜に至る。蓋し將に輪に附して帰國せんとす。大臣密蘇打に隨いて南面して尊を稱するも、今は則ち拳國の従人、盛衰の感、榮辱の傷あるなきを得んや）

一八七九年八月一日（光緒五年六月十四日）第十号

○ 總統遊日行踪（總統の日に遊ぶの行踪）（美前總統の幹頼徳、京を出て津に回り、李相と話別の後より、行旌して直ちに東瀛を指し、上月の初めに於て穩かに長崎に抵る。日廷の之を款迎すること隆んにして、該國の士民均しく以て未だ曾て有らざるを得ると為す）

一八七九年八月十六日（光緒五年六月二十八日）第十一号

○ 懋功懋賞（懋いなる功、懋いなる賞）（日本の琉球を翦滅するの役は、勿韶打の功多きに居る。現下、日廷、その功勲を叙し特に官階三級を晉む。蓋し疆を開き土を拓くの功、誠に没すべからずと為すを以てなり）
○ 電音機密（日本、中国、北京に駐紮するの欽差大臣、近日電音を傳遞して日本、東京に至らしむ。外間伝聞するに、日廷の琉球を夷滅するの事の為に係る。日廷、此の電音を得て、朝臣、且夕聚議し、甚だ機密と為すと云う）

一八七九年九月七日（光緒五年七月二十一日）第十四号
○ 日琉近聞（字林報を閲るに云う。近来、中東は琉球の事の為に、頗る唇舌

を費やす。査するに、琉球一國は、五百餘年前に日本の雄藩と爲る。洪武の初に至り、始めて中朝に通貢す。中華の載籍中、洪武以前は惟だ隋の朱寬、元の張浩曾てその國に至れば、その立國已久し、洪武以前の大員、無識と爲る所と爲すと謂うを得ざるなり。然るに日本の事を辨ずるの史伝の圖書、衙署の文獻を交納せしめ、以て稽考に備え、その首里・久米の諸者を召すや、論するに立県の旨を以てし、仍お好言を以て拊慰し、激して変を成し、以て兵端を啓くを致さず。經緯分明なれば、吾、密楷度の爲に人を得たるを賀すなり。

一
○八七九年九月十四日（光緒五年七月二十八日）
日本近事へ横浜より來信にて知る。日本王密楷度、擬して西曆明年二月、

駕に命じて九索海島及び琉球國に往き巡歴せんとす。然るに琉球國王は俯首して制を受く、雖も、その民人は尚お無事に相い安んずる能わず。聞くに、日廷の大員、新例を宣諭するの時、琉球に前住せしめ、預め館舎を備えず。而して日王已に人員を遣し、琉球の新版圖に入るに因りて、壺に前住して撫綏せんと欲するか、抑も琉球の服し難きを知り、必ず親ら幸して鎮めるに威勢を以てせんか、その意向の存する所を知らざるなり。

一
○八七九年九月二十一日（光緒五年八月六日）
第十七号
總統回國（總統、國に回る）
日本報を閱て悉りたるに、上月十三日、日王密楷度、前美總統、賴徳およびその夫人公子を祖饒す。筵盛んに礼隆んに頗る熱鬧を形す。月の十七日、總統即ち輪舟に乗り回國すと云う。

一
○八七九年十一月九日（光緒五年九月二十六日）
第二三号
日本簡派使臣（日本、光緒五年九月二十六日）
第二三号
日廷、琉球を使名とするの一事、外人噴として煩言ありて頗る疑慮を滋すに、日廷、琉球を使名は水西變なる者を遣し、華に來たり都に晉みて原委を申明せしむ云々、

と。それ日本の琉球を夷滅するは、総署に在りては定めし必ずや預め運籌
あるべし。但、事機甚だ密なれば、外間概ね伝聞なし。実信を探明するを
俟ちて再登せん。

一八七九年十一月十六日（光緒五年十月初三日）第二四号
○琉王俸額へ日本の琉球を改めて沖繩県と為すの後より、日廷は琉王に五品

の官爵を賞給し、仍おただに之を間散に置くのみならず、日廷は琉王に五品
日廷は琉王政を聴くこと多年にして尋常の官員の比すべきに非ざるを念い、
故に毎年の俸薪は破格に優に從り、著して即ち該国入る所の項下より銀二
十萬員を動支し、以て養贍に資すると云う。説は香港報に見ゆ。

一八七九年十二月二十八日（光緒五年十一月十六日）第三〇号
○日本大購軍火へ日本、大いに軍火を購う（聞くに、日本は近ごろ重餉を

齎し、専ら倫敦に赴き、水雷戰船及び各色の新砲を購買し、數たる頗る鉅
に、して、總て多益々善、精益求精を求め、以て不虞に備う、者と。此を觀
れば、日人の志は固より將に大いに為すあるなり。辺防に該る者は當に留
意すべき所なり。

一八八〇年二月八日（光緒五年十二月二十八日）第三六号
○日建火薬局へ日、火薬局を建つ（日本は東京に付近する地方に火薬局一

所を建造し、並びに石室を搭蓋して以て猛薬を儲う。工費銀二十二萬元を
估る。按ずるに、近日、年中専ら火器を尚ぶは則ち是の局なり。固より辺
患を防ぐ為の者に、忽にすべからざる所なり。）
○日製砲艇へ日、砲艇を製す（一日人、防辺の戒務に於て、余力を遺さず、

蓋し安に危を忘れざるは、古より兵を用いる者の遺意なり。国内には各口
の火輪戰艦三十二艘を除くの外、また砲艇五十艘を添置して以て要隘を分
守す。每艇の安放せる砲位一尊は俄國より購辦する者に係る。廠を設けて
製造すれば、綏は急を濟けざるを恐るに因る。茶火の軍容、雷霆の精銳、
事に先んじて綱繆すれば、患を防ぐの道、至當を講求すと謂うべし。）

一
○八八〇年三月十四日（光緒六年二月初四日）第四〇号
日本遣使來華（日本、光緒六年二月初四日）
は非にして、外間伝説甚だ多し。即ち諸を各日報に核べるに、
則ち驚し、或は平心議を抒ぶ。之を分れば、則ち各自文を成し、
之を集成すれば、

則ち驚し、或は平心議を抒ぶ。之を分れば、則ち各自文を成し、
之を集成すれば、
故に日廷殊に疑慮を懐き、特に使臣を遣し、航海して華に來たり、
直ちに總理
各國事務衙門に赴き、原委を剖明して以て和解の忱を抒べしむ。
聞くに、
派する所の使臣、名は仁泰意加、井びに兼ねて俄國公使に充り、
華事妥議
して和好の事務を辦理せんとす。云う。

一
○八八〇年三月二十八日（光緒六年二月十八日）第四二号
津沽近耗頃聞くに、津門の各部の練軍および水師砲兵は加意整頓せざる

なく、尤も早晩の操習は前に較べれば倍を加えて認真し、
水雷を製造するの各
局は尤も忙碌を極め、前に此れ乃ち海防各軍の宜しく講求すべき所の者にし
て、必ずしも大敵前に當るありて始めて防備を議するには非ざるなり。

一
○八八〇年七月三十一日（光緒六年六月二十五日）第六〇号
日營琉球一日、琉球を營む（日本、琉球を隸して屬県と為してより後、
百廢俱に挙り、また備に經營を極むと謂うべし。官吏を分設し、
みな京邑に

駐め、頗る師濟を形す。城中には新たに銀行を創り、
出す所の銀紙は流通
甚だ暢ぶ。此の外洋貨店一処あり。凡そ欧州の貨物は約略備うべし。
：城
郭は依然たりて人民猶お是のごとくと雖も、
その都に遊ぶ者はみな、
今昔
の異致、然りて經營するを知らざるなり。

一
○八八〇年九月四日（光緒六年七月三十日）第六五号
興亞設会（興亞と曰う。その命名の字義は則ち未だ詳ならず）
を設くるあり。名づけて興亞と曰う。その命名の字義は則ち未だ詳ならず）

一
○八八〇年九月十二日（光緒六年八月初七日）
日本設立興亞会（日本、光緒六年八月、初七日）
（近ごろ東瀛の名公鉅卿および

磊落奇傑の士、志を同じく興亞会を設立す）
と曰う。意は思を集め、益を広くし、以てその長を尽くし、
を振興し、逆に歐羅巴洲の氣焰を折るに在り。本年曾て会中
り著しきの員、曾根俊虎等、名を聯ねて合肥の李傅相に上書し、
大と謂うべし。特、請う。未だ李相如何に答覆するやを悉らず。その志はまた

一
○八八〇年十月十六日（光緒六年九月十三日）
海防余力を遺さず。西字報に云う。近日省垣の督撫軍憲、
し、砲を有するの輪船四艘を泊す。礮船の分泊するあり。刻
巨砲を有するの輪船四艘を泊す。礮船の分泊するあり。刻

内に尚お統到するあり。：洵に以て、防を固めて敵の胆を寒からしむるに
足るなり。：と云う。：洵に以て、防を固めて敵の胆を寒からしむるに

一
○八八〇年十一月二十七日（光緒六年十月二十五日）
日俄款治へ東瀛の新報に云う。俄國の水師提督、日ならずして將に横浜に
抵らん。赴か。しめんと欲す。：大員を派し、固より已に優にして、井つに導き

る。東京に赴か。しめんと欲す。：大員を派し、固より已に優にして、井つに導き
識者謂く。に、俄官擬して即ち兵艦に乘坐し、中国に前來せんとす。此の中に均
しく深意あり。て皆中国の福には非らざるなり。戎衣軍仗は悉く泰西に倣う。
○東瀛近事へ日本の軍務、また多外洋より購ひ、或は倣照して製造す。

一
○八八〇年十二月二十五日（光緒六年十一月二十四日）
優待俄官へ俄官を優待す。：俄國の水師提督疏輔士、西曆十一月十八日

に於て、砲船に駕して行きて、日本に抵り、先道に拜会し、免れざるに似
遊ぶ。：惟だ日本の新報は此の事を縦論するに、微辞あるを免れざるに似

たりと云う

一八八一年三月五日（光緒七年二月初六日）第九〇号

○東瀛籌防（横浜報に云う。日廷、現に擬して沙芝美地方に在りて砲台兩座を建築せんとす。また擬して譚美蘇地方に於て砲台一座を建て、以て該国の東京を拱衛せんとす。台成れば克虜伯殿の大砲七十尊を購辦して以て之を実にす云々、と）

一八八一年三月十二日（光緒七年二月十三日）第九一号

○欽使行程（新たに簡せられて日本に駐紮するの欽使許竹簀太史景澄、已に正月十六日に於て陸辞を請訓し、旋いで即ち都を出て、二十八日に於て津に抵り、李傅相と面晤し、公務を会商す。想うに、憲旌小らく駐り、即ち北海道より南来し、再び日京に赴くならん）

一八八一年四月二十三日（光緒七年三月二十五日）第九七号

○簡放欽使（欽使を簡放す）又許竹簀太史は命を奉じて日本に出使せんとして甫めて滬に到るに、即ち計を聞く。外艱に丁り喪を奔ぎて回籍す。茲に悉りたるに、現に已に改めて黎尊齋觀察を放ちて日京に駐するの欽使と為す）

○派議球案照録（派して球案を議せしむるの照録）（琉球の一事は毎に聞く所あれば即ち前に報に列せり。茲に京都より逕到せる信息に云う。琉球の事は已に南北洋通商大臣に飭して妥よく籌画を為さしむ。謹しんで上諭を將て恭録す）

一八八一年五月七日（光緒七年四月初十日）第九九号

○購備砲船（砲船を購備す）（西報を閱て知りたるに、中朝近ごろ西商に向いて鉄甲船三艘を造るを定め、每船大砲六尊、小砲四尊と水雷器機等の物あり、と。語に備えあれば患なしと云う。此れ中国の戎備に重なる所以なり）

一八〇八一年六月十一日（光緒七年五月十五日）第一〇四号
中東輯睦に香港に駐紮するの日本の藤領事、日前、公に因り省に晋み、井広
督張制軍に面謁し、興亜会の事に言及す。制軍口を極めて善を称し、井及び
に書を借りて一覽せんことを乞う。此においてまた兩國の和局は倍ます
輯睦を昭らかにするを見るなり。

一八〇八一年七月三十日（光緒七年七月五日）第一一一号
琉球蛇異（琉球の蛇、異なり）（琉球改めて日本に隸するの後より、日人
の経商流寓して該國に寄居する者、その人一ならず、第、琉境に蛇の一種
あり、その名を知らざるも、性極めて毒あり、人を噛めば、輒ち死す。異
とすべき者なり。是の蛇軽しくは土人を噛まずして多くは日人を噛む。そ
の害を被る者は已に數輩あり。土人の若きは毎に之を捕らえて以て肴饌に
充つ。余謂えらく、此れまた適々然るの事に、蛇の土人を噛まざる
所以は、土人は是の邦に生長すれば、趨避に嫻れるの故を以てのみ。彼の日商
は遷居して未だ久しからざれば、未だ深く物性を測る能わず、是を以て噬
る者独り多し。詎んぞ異あらんや。

一八〇八一年十二月十七日（光緒七年十月二十六日）第一三一号
欽使抵滬（欽使、滬に抵る）（中朝の新簡せる黎尊齋星使、往きて日本に
駐す。星使、請訓の後、隨即、京を出て前日、己に輪船に坐して滬に
抵り、日ならずして即ち、東往すべしと云う。）

一八〇八一年十二月二十四日（光緒七年十一月四日）第一三二号
日僧傳教（日本、向に仏教を信ず。近ごろ聞くに、該國の僧人、議を創し
多人と相い約し、天津・琉球・高麗等の処に於て寺を建てて傳教し、西人
の傳教の故事に倣せんと欲す。）

一八〇八二年一月十四日（光緒七年十一月二十五日）第一三五号
欽使來滬（欽使、滬に來る）（中朝の新簡せる黎尊齋星使、昨ごろ李觀察
振玉と同に徐匯に來遊す。日ならずして即ち、當に瀛海に長驅すべし。）

一八〇八年二月五日（光緒八年三月十九日）第一五一号
○八〇八年二月五日（光緒八年三月十九日）第一五一号
國王、可憫（廢王、憫むべし）客の日本より来たりに言を為すあり。琉球

に異なるなし。故都を回首して輒ち悵悵を増す。況や他郷に羈跡すれば、も困破
れ家亡び、故都を回首して輒ち悵悵を増す。況や他郷に羈跡すれば、も困破
や。近日常を思ふに疾と成り、故に遷移の風景を觀るも反つて燕飛び蝶舞いて
挙動の自由を得るに若かず。故に往々獨り坐して頤を支え、燕飛び蝶舞いて
嘆す。その臣、邸に進みて問候するは毎に不便多し。故に琉王愈々愁を覺
え、病交も侵す。邸に進みて問候するは毎に不便多し。故に琉王愈々愁を覺
後主終日涙痕を以て面を洗う者に較ぶれば、殆どまた此の傷心を同じくす
るなり）

一八〇八年七月八日（光緒八年五月二十三日）第一六九号
○八〇八年七月八日（光緒八年五月二十三日）第一六九号
琉球設電（琉球に電を設く）（日本、琉球を夷滅するの後、頭に創制を庸
い、力を竭して經營す。今また琉境に於て電線を創行し、通じて日邦に至
らしむ。前月中旬、業に已に告竣したれば、此より消息風行し、稽遲の患
なかるべし）

一八〇八年三月三日（光緒九年一月二十四日）第二三四号
●八〇八年三月三日（光緒九年一月二十四日）第二三四号
琉球職貢考略へ天津知非子來稿（琉球の地は東南に処りて中朝の藩封た
るごと蓋し二百餘年なり。その開國に遡れば、南宋の淳熙年間開始る。
土着の舜天なる者ありて中山の巨族と為り、倭人の鹵掠するを以て衆に倡
えて備禦す。爪牙既に集まれば遂に中山を拋有し、官を設け制を興し、自
立して長と為る。是れ首出の君たり。：明の太祖、群雄を掃滅し、海内一
統して、遠略に勤めんと思ひ、遣使して琉球に至り、徳威を宣示し、乃ち
入貢して兼ねて封爵を請わしむ。：茲より以て往、冊封制あり。蓋し琉
球の長を封じて中山王と為し、：茲より以て往、冊封制あり。蓋し琉
球の長を封じて中山王と為し、：茲より以て往、冊封制あり。蓋し琉

山は猷珠の誠を尽くし、中朝は析圭の典を昭にし、上下交も信ず。文獻の徵すべきは此のみならず、朝の使臣の書く所と為り、その尤も彪炳して人の耳その門額・堂聯は皆歴朝の中華をしてその土地を利せしむるも、彈丸の小目の間に在る者なり。向に郡県と為る。乃るに高麗に於てはその土地を得て取らず、緬甸は王化に服して征せられず。両び越南の難を平らげ、再び中威の君を置けば、藩封を保惠すること已にその至を極む。何ぞ嘗て虎視の

一八三年三月七日（光緒九年一月二十八日）第二三五号の
○八三年三月七日（光緒九年一月二十八日）第二三五号の
日本新聞（沖繩県は即ち琉球國なり。近ごろ白赤黒三党の人あり。盟を結
びて聚議し、沖繩大いに怦怦と動かん。と欲するの意あり。説者謂う。鷓鴣
能く言うも凡鳥を離れず、蝗螂力あるも何ぞ車に当たるに足らんや。株を
守りて兎を望み、猶お計これを得ると為すに至るに如かざるのみ）

一八三年十一月二十一日（光緒九年十月二十六日）第三〇九号の
○八三年十一月二十一日（光緒九年十月二十六日）第三〇九号の
琉球國船一琉球船に遭い沈溺し、前月二十六日、福建の海壇境内の洋面
に、琉球國船一艘風の難に沈溺し、僅かに一杆を露わすあり。該船は
に伝聞するに、琉球王の族弟の按察司向有徳の報に擬するに係る。詎ぞ料らん
二十一日に本國より放洋し、倭情を密報せんと欲するに係る。同舟の數人
中途に遭難すれば、即ち救援せられんと仰ぐ云々とあり。一面の數人
は、経に平潭序胡雲門司馬延きて署に入れ妥よく照料を為し、一面の數人
詳稟し、擬して風息むの後を俟ちて福星輪船を派して沈船を
ましめんとすと云う。

一八三年十二月一日（光緒九年十一月初二日）第三一二号の
○八三年十二月一日（光緒九年十一月初二日）第三一二号の
人自遠来一人、遠くより来る。頃ころ、淮安より西門外の
十月十五日、何國人たるを知らざる。琉球國人と為す。然れども本館寧波より
接官碼頭に舟泊す。或は疑いて琉球國人と為す。然れども本館寧波より
の郵筒に接し得て知りたるに、前に鎮海に至るの琉民は、業に已に護送り

て回籍せしむれば、此の次北往の人は必ず別に従りて来る所あるべし」

一八八四年四月九日（光緒十年三月十四日）第三四七号

○伝言難信（伝言信じ難し）（東瀛報、近日、中朝は日本と琉球の一事に因り頗る齟齬ありて、故に日廷特に大臣を派して北京に往きて総理衙門と商議せしむと載せたり。然れども各処の官場は並えて此の事を聞知せざれば、東報の言う所は未だ遽に定耗と為すべからざるなり）

一八八四年五月二十四日（光緒十年四月三十日）第三六〇号

○日本近事（西報に云う。黎華齋欽使、総理衙門の寄諭を得るに、著して京中に回らしむとあり。何の事の故に因るやを知らず）

一八八五年一月七日（光緒十年十一月二十二日）第四二五号

○琉王帰国（港報に謂う。日本の朝廷は暫く琉球の故王尚泰君を遣して回国せしめ、并びにその世子に兵冊に列せざるを准す。尚泰君等は喜悦に勝えず。回国の後、酒食徴逐し、挙国狂うが若し。昔、中山公は青蓋を以て長安に入る。便ち是れ樂しむも蜀に忠ならざるなり。今、琉王の事を観るに、また与に相い同じければ殊に慨すべし）

一八八五年六月三日（光緒十一年四月二十一日）第四六四号

○東報庶訳（琉球は日本の併合を被りてより、琉王久しく国内に羈がる。茲に日皇特に琉王に伯爵の職を賜うも、虚銜にして用うるなければ、琉王それ何を以てか情を為すや）

一八八五年九月九日（光緒十一年八月初一日）第四九二号

○閩電紀聞（また高麗より伝来するの消息に謂う。台湾東北の海島に近ごろ日本人の国旗を樹てるあり、占踞の勢あるに似たり、と。未だ確かなるや否やを知らず）